

搬出工事担当者の皆様へお願い

新規受入地に限らず、各受入地情報は受入事業者からご提供いただいたものであり、受入時期や受入土量は見込みを含んでいることから、受入地側の事業進捗状況等により年度途中でも変更が生じる可能性があります。

また、搬出される工事についても、搬出土量や時期、実際に搬出する土砂の土質や粒度分布等が想定と異なって、受入地側の条件を満たせなくなった場合等は、搬出ができなくなります。

従って、搬出工事が受入地リストに登録済となっても、完全に土砂の搬出が約束されたものではありません。

このことをご認識いただき、設計段階や施工計画作成時等、要所において受入地の状況をUCRに確認いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

株式会社建設資源広域利用センター

首都圏課 TEL 03-6205-8347

目 次

はじめに

1	事業の仕組みと当社の役割	p.1
2	UCRが斡旋する受入地（以下、「UCR受入地」）に搬入する土砂	p.1
3	留意していただくこと	p.2
4	UCR受入地の受入日及び受入時間	p.2
5	UCRの営業日等（相談、受付等業務）	p.2
6	UCR受入地の受入料金	p.2
	土質区分基準（表－1）	p.3
	調査試験方法（表－2）	p.4
	コーン指数の測定方法（参考表）	p.4

第Ⅰ章 発注機関の皆様へ

1	UCR受入地を利用できる発注機関	p.5
2	UCR受入地利用の申込方法	p.5
3	UCR受入地の利用条件	p.5
4	発注工事の請負契約上の措置のお願い	p.6
5	工事請負者への証明書類の交付	p.6
6	土質不適合、設計変更時等の措置	p.7
7	UCR利用の全体フロー	p.8
	工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）	p.9

第Ⅱ章 請負者の皆様へ（UCR受入地への搬入を申し込まれる皆様へ）

1	搬入申込みの手続と手順	p.10
2	搬入申込みのフロー	p.14
3	UCRへの提出書類	p.15
4	留意事項	p.18
5	受入地別提出書類一覧表	p.19

第Ⅲ章 運搬についての注意事項

受入地毎の提出書類

1	全ての受入地で申込時に提出が必要な書式、図書類	p.23
(1)	全ての受入地で必要な書式、図書類	p.23
様式 1	土砂搬入申込書	p.24
様式 2	土砂搬入計画表	p.25

様式 3	分割発券申請予定表	p.26
様式 4	発券申請書	p.27
様式 5	地質分析（濃度）結果証明書	p.28
様式 5-1	地質分析（濃度）結果証明書 （様式5-2、5-3、5-4、5-5使用の受入地以外）	p.28
様式 5-2	地質分析（濃度）結果証明書 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」	p.29
様式 5-3	地質分析（濃度）結果証明書 「三郷市番匠免」	p.30
様式 5-4	土壌検査結果証明書 「横須賀市久里浜港」	p.31
様式 13	仮置場使用確認書	p.32

2 受入地により申込時に追加で提出が必要な書式、図書類 p.33

(1)	「江戸川各ヤード」「花園 IC 拠点地区」「久喜市菖蒲町台」「加須市礼羽」 「環境整備センター」「草加松原団地」「加須市向古河」「草加柿ノ木地区」 「新座市大和田」「五霞町大福田」で必要な書式、図書類	p.33
(2)	「青梅地区」「八王子地区」「相模湖鶴島土地改良区」で必要な書式、図書類	p.34
(3)	「秋ヶ瀬ヤード」で必要な書式、図書類	p.34
(4)	「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」 「大磯町大磯港」「城南島」で必要な書式、図書類	p.35
(5)	「草加松原団地」 ((独)都市再生機構関連受入地) で必要な書式、図書類	p.35
(6)	「横須賀市久里浜港」で必要な書式、図書類	p.36
様式 6	土砂等発生元証明書	p.37
様式 6-1	土砂等発生元証明書 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「厚木市下荻野」「厚木市下古沢」「城南島」	p.37
様式 6-2	土砂等発生元証明書 「三郷市番匠免」	p.38
様式 6-3	土砂等発生元証明書 「横須賀市久里浜港」	p.39
様式 7	検査試料採取調書	p.40
様式 7-1	検査試料採取調書 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「厚木市下荻野」「厚木市下古沢」「城南島」	p.40
様式 7-2	検査試料採取調書 「三郷市番匠免」	p.41
様式 7-3	検査試料採取調書 「横須賀市久里浜港」	p.42

様式 12	運搬車両一覧表	p.43
様式 12-1	運搬車両一覧表 「青梅地区」「八王子地区」「相模湖鶴島土地改良区」「厚木市下古沢」	p.43
様式 12-2	運搬車両一覧表 「秋ヶ瀬ヤード」	p.44
様式 14	建設残土発生場所等証明書 「横須賀市久里浜港」	p.45

3	土量増や工期延伸などが生じた時に提出が必要な書式、図書類	p.46
(1)	全ての受入地で提出が必要な書式、図書類	p.46
(2)	受入地により追加で提出が必要な書式、図書類	p.47
①	「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」 「厚木市下荻野」「厚木市下古沢」「城南島」	p.47
②	「横須賀市久里浜港」	p.48
③	その他の受入地	p.49
様式 8	(工期・)発生土量の変更に伴う証明書	p.50

4	完了時に提出が必要な書式、図書類(全受入地共通)	p.51
(1)	申込土量より搬入土量が少ない場合に提出が必要な書式、図書類	p.51
(2)	申込土量全量の搬入が完了した場合に提出が必要な書式、図書類	p.51
(3)	UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出が必要な書式、図書類	p.51
様式 9	土砂搬入完了精算書	p.52
様式 10	土砂搬入完了届	p.53
様式 11	土砂搬入完了確認依頼書	p.54
その他	土砂搬入完了確認書(当社から発行します) 「土砂搬入完了確認依頼書」の提出を受けて発行します。	p.55

※ 様式 1～14 については、当社ホームページからダウンロードできます。

検索サイトから「UCR」⇒「建設資源広域利用センター」⇒首都圏事業「提出書類ダウンロード」から必要な様式をダウンロードしてください。

(様式により Word、Excel、PDF の各形式があります。)

(参考)

神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件(神奈川県発注工事、県内市町村発注工事(政令市を除く))については、p.21の提出書類一覧表を参照してください。

様式については上記ホームページ「書類ダウンロード(神奈川県都市整備技術センター受付工事)」からダウンロードできます。

2019年度UCR首都圏事業受入地位置図	p.56
2019年度UCR建設発生土受入地一覧表	p.58
試験項目・注意事項	p.60
2019年度UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表	p.62
地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影	p.66
試料採取状況写真の撮影方法	p.68
「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影	p.69
「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取状況写真の撮影方法	p.70

注 意 事 項

- ◎試験実施前に、工事平面図・標準横断図・土質柱状図などをご用意の上、試料採取方法や試験項目・頻度について、UCR担当者までご相談ください。
- ◎受入地の事業計画変更等により受入可能時期・土量・土質等が変更になる場合があります。その際ご希望に沿えないこともありますので、あらかじめご了承ください。
ご利用を検討されている担当者の皆様には、設計・積算の段階で最新の情報をお問い合わせくださいますようお願いいたします。(詳細は p.5 を参照願います。)

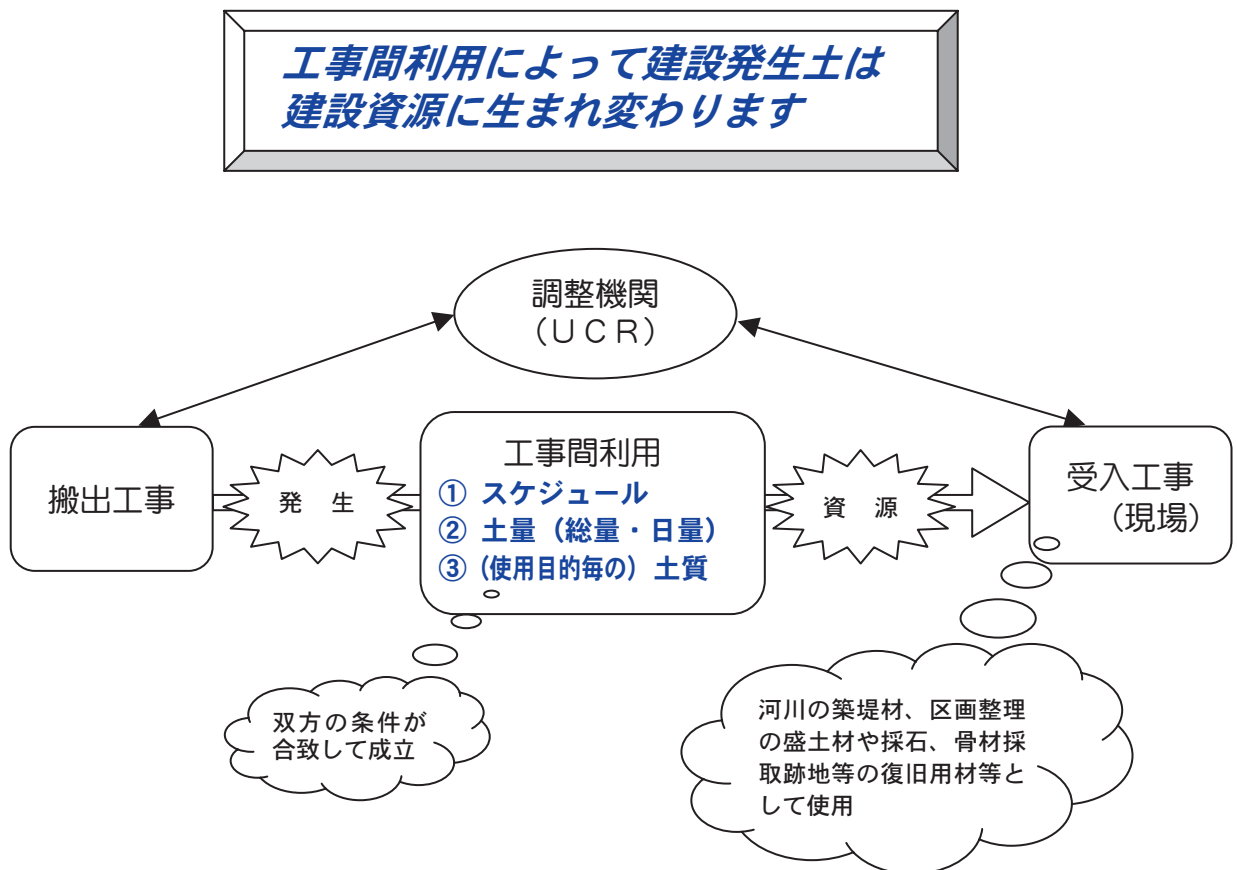
※地質分析事業者の紹介は、下記協議会へお問い合わせください。

- | | |
|-------|--|
| ◇東京都 | 東京都環境計量協議会
TEL 03(5812)4111
URL http://www.toukankyo.org/ |
| ◇埼玉県 | (一社)埼玉県環境計量協議会
TEL 048(649)5499
URL http://www.saikankyo.jp/ |
| ◇神奈川県 | (一社)神奈川県環境計量協議会
TEL 045(790)5280
URL http://www.shinkankyou.com/ |
| ◇千葉県 | 千葉県環境計量協会
TEL 043(233)8967
URL http://www.senkankyou.jp/ |

はじめに

UCRの首都圏事業は建設発生土を資源として有効利用することを通じて、公共事業の円滑な推進と循環型社会づくりに貢献することを目的としています。

1 事業の仕組みと当社の役割



2 UCRが斡旋する受入地（以下、「UCR受入地」）に搬入する土砂

(1) 搬入可能な土砂は、土砂搬入申込書に記載された土砂に限ります。

土砂搬入申込書に記載された工事現場以外の土砂は、搬入できません。

(2) 建設発生土の土質区分は、土質区分基準（表一）により分類されます。

次のような土砂は、搬入できません。

- ① 受入地が定める基準に適合しない土砂（土質、有害性等）
- ② 関係する法令等の基準値を満たさない土砂[※]
- ③ 一般廃棄物及び産業廃棄物が混入している土砂

※ 土壌汚染対策法施行規則で定める基準（p.60参照）を超過する場合、又は土壌汚染対策法第6条（要措置区域）あるいは第11条（形質変更時要届出区域）に指定されている区域からの搬出を予定する場合は、事前にご相談ください。

3 留意していただくこと

- (1) 搬入時期や土量、試料採取方法等受入地毎の調整が必要となりますので、**搬入申込みの前に、必ず事前にUCR担当者に相談してください。**
事前の相談がない場合は搬入をお断りする場合があります。
- (2) UCR受入地の事情により、受入計画に変更があった場合などに、**受入地の変更**をお願いする場合があります。
- (3) 悪天候、交通事情、突発的の事故等により受入れができない場合には、受入れを停止又は制限する場合があります。
- (4) 「土砂搬入管理券」は、第三者に譲渡することはできません。
譲り受けた「土砂搬入管理券」は、無効です。

4 UCR受入地の受入日及び受入時間

- (1) 受入日は、原則として**日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、夏期休暇（旧盆等）、年末年始を除く平日**とします。土曜日については、別途受入地毎に定めます。
- (2) 受入時間は**午前8時30分から午後4時30分までを標準**としますが、受入地毎に定めています。
なお、夜間の受入れが可能なUCR受入地もあります。

5 UCRの営業日等（相談、受付等業務）

UCRの営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、年末年始を除く平日（月曜日から金曜日）、営業時間は午前9時から午後5時30分です。

また、問い合わせ先は「首都圏課TEL（03-6205-8347）」です。

6 UCR受入地の受入料金

- (1) UCR受入地の受入単価は、「受入地」によって異なりますので、**本書「2019年度UCR建設発生土受入地一覧表（p.58～59）」**、または、**当社ホームページ「受入地一覧（受入条件）」**をご参照ください。
- (2) **受入料金＝（発券土量×受入単価）＋（消費税）**
発券土量＝発券枚数×ダンプ1台当たりの積載土量
- (3) 土砂搬入管理券は、搬入申込土量の搬入に必要なダンプの台数分購入してください。

発券枚数＝搬入申込土量÷ダンプ1台当たりの積載土量…（端数切上げ）

※ 平均単位体積重量が1.8t/m³の場合、10t車で5.55m³、4t車で2.22m³、3t車で1.66m³、2t車で1.11m³
（久里浜港については、ほぐし土量で10t車で6.66m³、4t車で2.66m³、2t車で1.33m³を標準とします。）

受入料金の払い込みの確認をした後、申請された枚数の土砂搬入管理券を発行します。

表 - 1

土質区分基準

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2),3),4)}	コーン 指数 qc ^{*5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{*6),7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn (%)	掘削方法
第1種建設発生土 {砂、礫及びこれらに準ずるもの}	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	
			砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
	第1種改良土 ^{*8)}		人工材料	改良土{I}		
第2種建設発生土 {砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの}	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}		
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}		
第3種建設発生土 {通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの}	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘性土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土 {粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く)}	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第4種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
泥土 ^{*1),9)}	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	泥土 b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。

例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)

・地山の掘削により生ずる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

(建築工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表 - 2

土質区分判定のための調査試験方法

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

判定指標 ^{*1)}	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 ^{*2)}	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

参考表

コーン指数 (qc) の測定方法

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

供試体の作製	試料	4.75mmふるいを通したもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通させたものとする。
	モールド	内径 100 ± 0.4 mm 容量 $1,000 \pm 12$ cm ³
	ランマー	質量 2.5 ± 0.01 kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに 30 ± 0.15 cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm ² 、先端角度 30度のもの
	貫入速度	1 cm/sec
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判定する。

* 「締固めた土のコーン指数試験方法 (JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」 pp.266-268) をもとに作成

第 I 章 発注機関の皆様へ

1 UCR 受入地を利用できる発注機関

- (1) 国及び地方自治体等（都県、区市町村及び関連する公社等）
- (2) 特殊法人、独立行政法人、国立大学法人
- (3) 公益企業（鉄道、電気、通信、ガス、学校教育法による学校等）
- (4) 土地区画整理組合、市街地再開発組合等
- (5) その他、事業内容に公共、公益性が認められる工事を実施する機関
- (6) 民間企業（発注元又は元請施工業者が当社の出資会社の場合等（1件あたり1千m³以上に限る））

2 UCR 受入地利用の申込方法

(1) 「UCR 利用調整会議」での申込み

公共工事の場合には、UCR 受入地の利用を調整するために「UCR 利用調整会議」がおかれています。

「UCR 利用調整会議」は原則として毎年 11 月に 1 回目を開催、UCR 受入地リストを各構成機関に提示しています。そのリストに基づき利用希望を募り、調整のうえ搬入工事ごとに UCR 受入地を決定、3 月に開催する 2 回目の調整会議でお知らせしています。

「UCR 利用調整会議」の構成機関は、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、（独）都市再生機構、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、首都高速道路（株）及び（株）建設資源広域利用センター（UCR）です。
事務局は、（株）建設資源広域利用センター（UCR）におかれています。

(2) 「UCR 利用調整会議」対象以外での申込み（随時）

『「UCR 利用調整会議」での調整がなされなかった公共工事』及び『民間工事』につきましては、事前に当社ホームページや当社へのお問い合わせにより UCR 受入地の最新情報をご確認くださいようお願いします。

また、発注時点で UCR に直接ご相談いただければ、UCR 受入地の最新情報を確認のうえ、建設発生土の受入れが可能か調整させていただきます。

3 UCR 受入地の利用条件

受入地、土質、搬入方法については、「2019年度 UCR 建設発生土受入地一覧表 (p.58~59)」をご覧ください。

受入料金は、受入地によって異なります。

4 発注工事の請負契約上の措置のお願い

- (1) 請負工事契約の**特記仕様書**などに、「搬入するUCR受入地」の場所、「土量」、「受入単価」、「試験に関する事項」などの**条件を明記**してください。
- (2) 工事の積算額の中に、「**UCR受入地までの運搬経費**」、「**UCR受入料金**」、「**試験費用**」(未実施の場合)を計上してください。
- (3) UCR受入地は工事間利用を基本としていますので、土砂搬入申込み後、受入先との協議等に所定の日数を必要とします。**土質試験・受入地協議・条例上の手続・発券手続期間を考慮した余裕のある発注を心掛けてください。(p.13 参照)**

5 工事請負者への証明書類の交付

公共工事の発注機関の皆様には、工事の請負者が、UCR利用申込みに際して必要となる下記の事項の確認及び証明をお願いいたします。

(1) 土砂搬入申込書の事実確認及び証明 (監督員の記名、押印)

年 月 日

土 砂 搬 入 申 込 書

〔新規/第 回変更(土量増、工期延伸 承諾番号 _____)〕

(株)建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所
法人名
代表者職氏名 印

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。
なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。

搬入先(受入地名)			
発注機関			
工事名			
工事場所			
契約工期	当初・変更前	年 月 日	～ 年 月 日
	変更後	"	～ 年 月 日
搬入申込土量(地山)	当初・変更前	変更後	差引増
	m ³	m ³	m ³
土質	第 種建設発生土()	平均単体積重量(地山)	t/m ³
汚染要因となる環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域		
	<input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域		
	<input type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域		
工事請負者担当者(氏名)	(電話)	(携帯)	
搬入承諾書送付先(FAX)			
(郵便番号)	(宛名)		

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関(所属) 印

監督員(氏名) (FAX)

(電話)

監督員

注意

- 1) 承諾番号は変更の場合のみご記入下さい。
- 2) 平均単体積重量(地山)は1.8 t/m³とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
- 3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークをご記入ください。
- 4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関(国、地方公共団体、それらの関係機関)の場合は必ず記入・押印してください。

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

(2) 土砂搬入完了精算書の事実確認及び証明（監督員の記名、押印）

年 月 日

土砂搬入完了精算書

〔承諾番号 _____〕

株建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所
法人名
代表者職氏名 印

次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先（受入地名）					
発注機関					
工事名					
搬入申込土量	m ³				
搬入完了土量 （券換算）	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	t車券	枚	m ³	m ³	
	t車券	枚	m ³	m ³	
	t車券	枚	m ³	m ³	

上記に伴う受入料金の選付を下記のとおり申請します。

未使用返却券枚数 及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計
	t車券	枚	m ³	m ³	
	t車券	枚	m ³	m ³	
	t車券	枚	m ³	m ³	
受入単価	昼 / 夜	(地山 1 m ³ 当たり)			円
還付金額	(税込)				円
選付先	金融機関・支店名	口座名義人（フリガナ）	科目	口座番号	
	銀行支店	()	当座・普通		
備考欄					
工事請負者担当者（氏名）		(携帯)			
(電話)		(FAX)			

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関（所属）	
監督員（氏名）	印
(電話)	(FAX)

注意
1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。

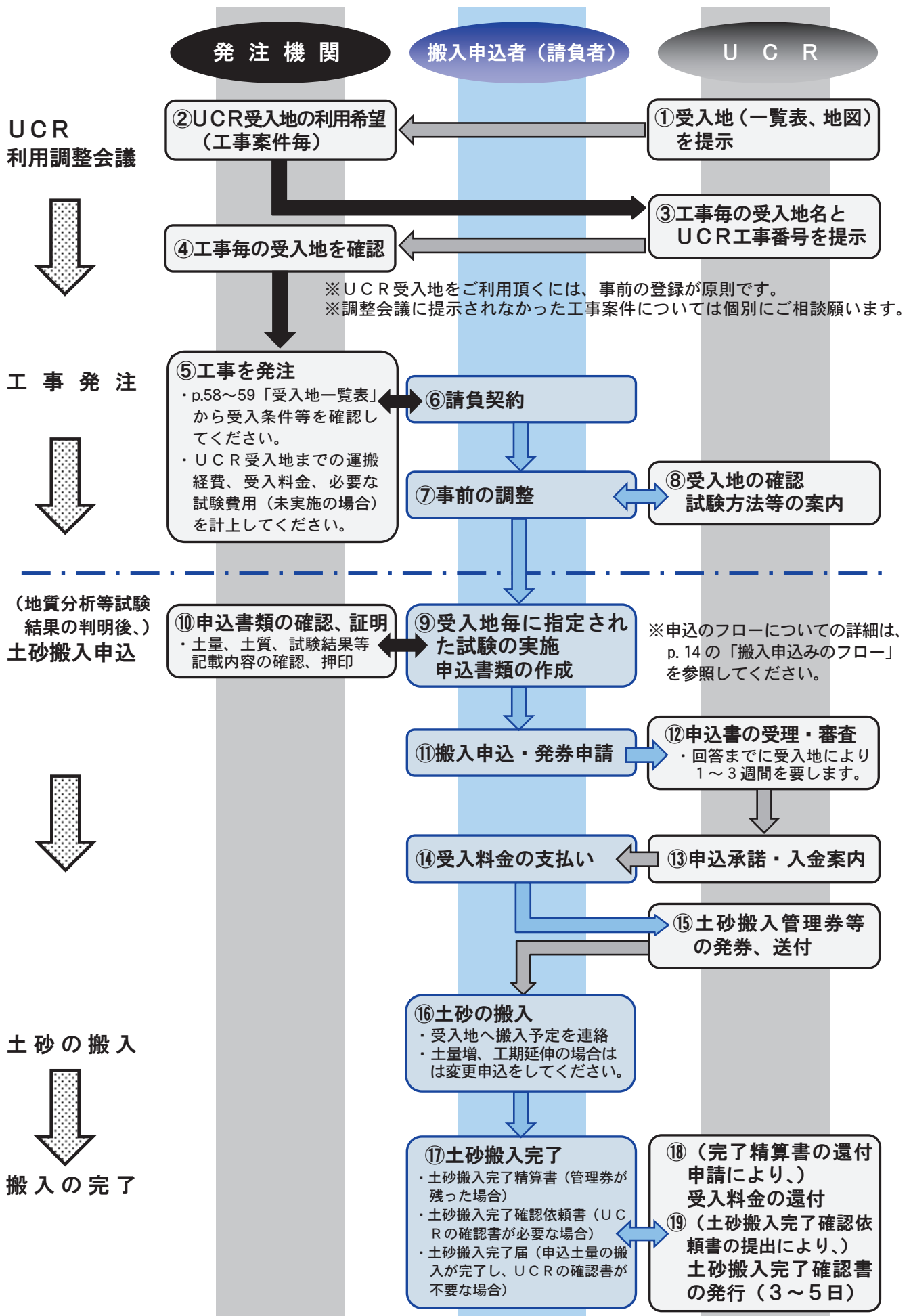
監督員

6 土質不適合、設計変更時等の措置

UCR受入地では、それぞれの受入地ごとに「受入事業者と協議して定めた受入基準」があります。その基準に適合した「申込書に記載の建設発生土」に限り搬入できます。

- ・ UCRが搬入を承諾し、UCR受入地に建設発生土の搬入を開始した後であっても、受入基準に適合しないことが判明した場合には、今後の搬入をお断りし、搬入済みの土砂についても回収していただきます。
- ・ 設計変更や受入基準に適合しないなどの理由により、搬入土量に変更となる場合は、搬入申込の変更又は搬入完了精算の手続が必要となります。(p.46、51 参照)

7 UCR利用の全体フロー



工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）

1. 受入工事は残土処分地ではありません。
2. 受入側は建設発生土(材料)が無ければ工事ができません。

1. 受入工事（現場）は残土処分地ではありません。

- ◇ 常時受け入れられるわけではありません。
- ◇ 必要量しか受け入れません。
- ◇ 土質条件を満足する土しか受け入れません。

2. 受入側は建設発生土（材料）が無ければ工事ができません。

- ◇ 受入側にとって建設発生土は材料です。
- ◇ 必要とする時期に必要な量を受け入れます。
- ◇ 使用目的により定められた土質条件があります。

上記の事柄を念頭に
事前登録を行っ
てください。

河川の築堤材、区画整理
の盛土材や採石、骨材採
取跡地等の復旧用材等
として使用。

① 次の条件を考慮して**実施レベルの施工計画**を策定してください。

- a) スケジュール（地元調整・警察協議等も考慮してください。）
- b) 土量（総量・日量）
- c) 土質（複数の土質があれば考慮してください。）

調査票をもとに割り振り
を行います。
十分調整のうえ作成して
ください。

② 実情にあった**発注計画**を行ってください。

- a) 予算
- b) 地元調整
- c) 現場状況

事前調整されながら発注
されない工事が多数あり
ます。無理の無い発注計
画を…

③ 計画変更が生じた場合は、**速やかに連絡**してください。

発注の中止・遅延が生じた場合は、受入地リストの中から再検討してください。

搬入の中止や土量の減少、
搬入時期の遅れなどは受
入側に多大な損害を与え
ます。

第Ⅱ章 請負者の皆様へ (UCR受入地への搬入を申し込まれる皆様へ)

1 搬入申込みの手續と手順

(1) 申込みに先立って

①設計図書で**UCR受入地名**を確認し、必ず事前にUCR担当者までご連絡ください。試験項目などの確認をさせていただきます。

(連絡先；首都圏課(代表) TEL 03-6205-8347)

事前の連絡・確認がない場合には、搬入をお断りすることもあります。

②「2019年度UCR建設発生土受入地一覧表(p.58～59)」やホームページからも、必要な試験項目、提出書類を確認できます。

③ホームページからは、**必要な様式がダウンロードできます。**

④**下書きした書類をUCR担当者にファックスやメールにて送付**してください。
記載内容を確認いたします。

⑤確認後、会社代表者印を押印のうえ、**発注機関の監督員の確認・押印**を受けてください。

(※下書き確認を受けずに会社代表印や発注機関監督員の押印を受けると、書類に修正が生じた場合は、これらの印を再度押印していただくこととなります。)

(2) UCRへの申込み及び発券申請(利用申込者)

搬入申込者(請負者)は、発注機関の担当者に記入内容の確認を受けた「土砂搬入申込書」(様式1)及び「発券申請書」(様式4)に、必要な書類を添えて、**UCRへ原本を1部郵送**してください。

郵送先

}	〒105-0001
	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル 11階
	(株)建設資源広域利用センター 受入地担当 宛

(3) 土砂搬入承諾書の送付及び入金案内(UCR)

UCRは、「土砂搬入申込書」「発券申請書」他を確認した後、**「土砂搬入承諾書」及び入金案内**を搬入申込者あてに**ファックスにより送付**します。

(4) 受入料金の支払い（搬入申込者）

- ・搬入申込者は、「発券申請書」に記載された受入料金を、支払予定日を目安に**入金案内記載のUCR指定金融機関口座**に払い込んでください。
- ・銀行振込手数料は、**利用申込者**がご負担くださるようお願いいたします。
- ・銀行振込を行う際には、**振込依頼書に「土砂搬入承諾書」又は入金案内に記載の「承諾番号」を必ず記入してください。**

※ **承諾番号の未記入や誤記載**がありますと、入金の確認ができず、「土砂搬入管理券」の発行ができない場合があります。

(5) 入金の確認（UCR）

入金については、UCRから金融機関へ問合せすることにより確認しますが、**通常、入金の翌営業日**となります。

(6) 土砂搬入管理券等の発行及び送付（UCR）

- ・UCRは、入金確認後、**土砂搬入承諾書（当社代表印あり）、発券明細書、土砂搬入管理券、受入地通行証及びその他搬入に必要な書類等**を発行し、搬入申込者に宅配便により送付します。（当社での直接受取も可能です。）
- ・配送料金は、**利用申込者**がご負担くださるようお願いいたします。
- ・土砂搬入管理券を分割購入する場合は、「分割発券申請予定表」を提出のうえ、その都度「発券申請書」を提出してください。

(7) 受入地への土砂の搬入（搬入申込者）

- ・搬入申込者は、UCR受入地管理事業者（**連絡先は、土砂搬入承諾書の下段に記載しています。**）と搬入工程の調整をしてください。受入地によっては、「週間搬入予定表」の提出が必要な場合があります。
- ・土砂は、UCR受入地に設けられた受付ゲートで、ダンプ1台ごとに**「土砂搬入管理券」（A・B券）**を提出したうえで、搬入してください。
- ・「土砂搬入管理券」は、切取線によりA券とB券に分かれており、使用する前に既に切り離された券は、使用することができません。（異なる様式の土砂搬入管理券を使用する受入地もあります。）
- ・券には、事前に**バーコード**が印刷してあります。バーコードは、機械処理しますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。
- ・管理券は、**工事の請負契約工期内であれば利用できます。**
（工期延伸が生じた場合は**延伸前工期の2週間前までに**土砂搬入申込書により工期延伸の手続きを行ってください。）

(8) 土砂搬入完了書類の提出（搬入申込者）

搬入申込者は、土砂搬入完了後、2週間以内に「土砂搬入完了精算書」（申込土量より搬入土量が下回った場合、様式9）又は「土砂搬入完了届」（様式10）を必ずUCRに提出してください。

「土砂搬入完了確認依頼書」（様式11）を提出する場合は「土砂搬入完了届」の提出は不要です。

また、お貸しした「受入地通行証」は全て返却してください。

(9) 土砂搬入完了確認書の発行（UCR）

UCRは、「土砂搬入完了確認依頼書」が提出された場合、搬入が完了したことを証する「土砂搬入完了確認書」（p.55参照）を発行します。

(10) 注意事項

審査等に必要な標準処理日数（申込に必要な書類がUCRに届いてから承諾の可否判定を搬入申込者に伝えるまでの標準的な期間）は次頁の表のとおりです。

UCR内審査の他に、最終処分地のある県条例による手続きなどUCR外審査が必要となる受入地は、土砂の搬入開始予定日を踏まえ、余裕をもった申込み（変更申込みを含みます。）をお願いします。

標準処理日数表

UCR内審査	UCR外審査		
1週間 (全受入地)	2週間	(独)都市再生機構審査	草加松原団地
		千葉県等土砂条例手続き	市川港(中継基地)、大磯町大磯港(中継基地) 横浜鈴繁埠頭(中継基地)、城南島(中継基地) 参考①
	1週間	栃木県土砂条例等手続き	三郷市番匠免(中継基地) 参考②
		山梨県「土砂運搬適正化指導要領」他手続き	相模湖鶴島土地改良区 参考③
		和歌山県・愛知県土砂条例等手続き	横須賀市久里浜港(中継基地) 参考④

参考①：最終受入地が千葉県内のため、千葉県や関連市の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

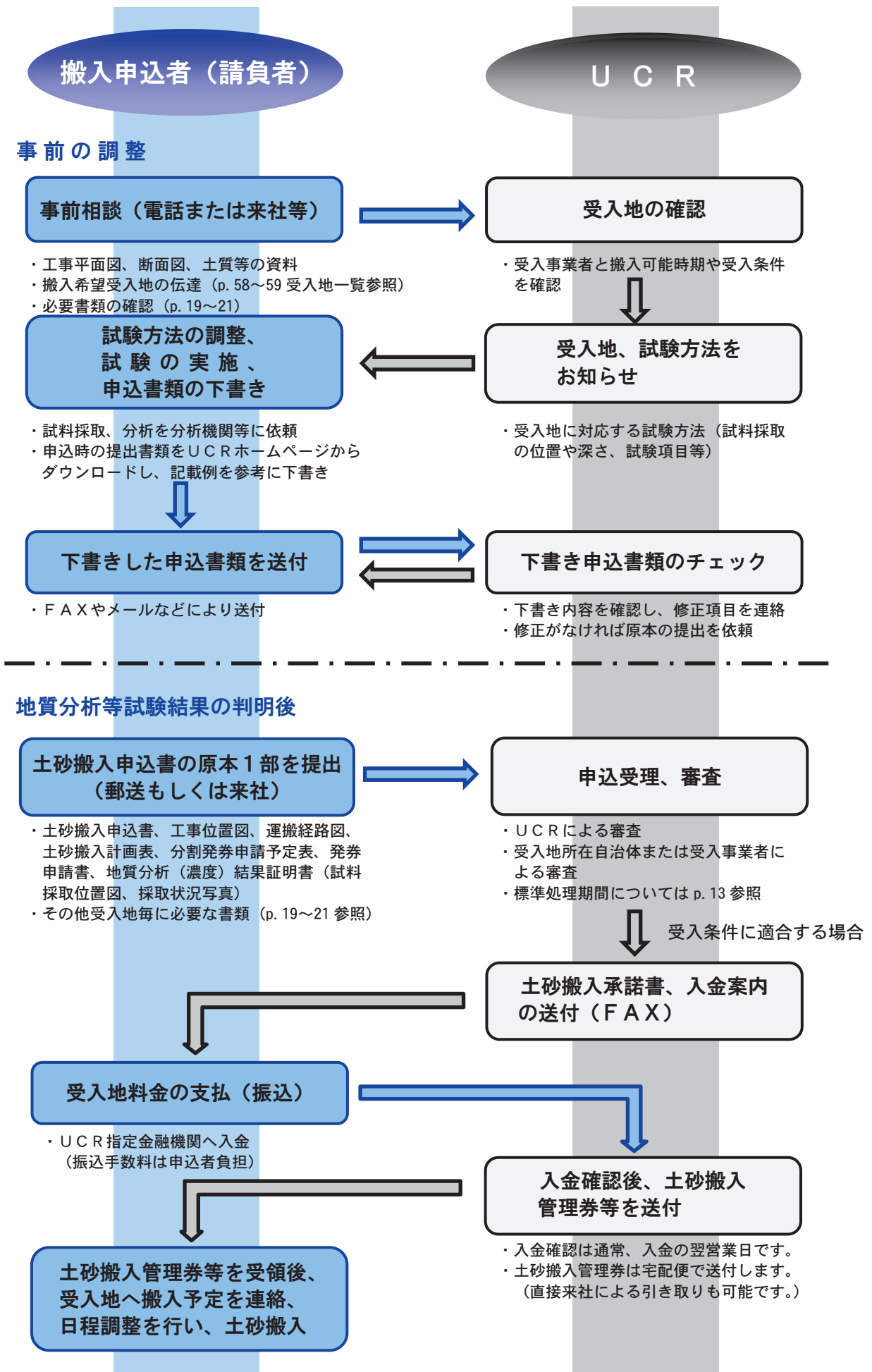
参考②：最終受入地が栃木県内のため、栃木県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

参考③：山梨県土砂運搬適正化指導要綱等に基づく手続きが必要となります。

参考④：最終受入地が和歌山県内・愛媛県内のため、和歌山県・愛媛県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

※ これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によってはより多くの期間がかかることもあります。

2 搬入申込みのフロー



3 UCRへの提出書類

p.19～21「UCR受入地別提出書類一覧表」を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

全受入地共通で必要な書式

① 土砂搬入申込書（様式1）

- ・利用申込者が記入した後、発注機関の監督員の確認、押印を受けてください。
- ・土砂の平均単位体積重量は $1.8\text{t}/\text{m}^3$ とします。
これより大きな値を用いる場合は**申込前に事前相談**をしてください。
その場合の平均単位体積重量については、発注者、受入地、UCRなどの立会確認により決定いたします。
- ・土量の増や工期延伸による変更の場合もこの書式を提出してください。

（添付図書）

① 工事位置図（S = 1 / 2,500 程度）

搬出工事場所が分かる位置図を添付してください。

② 運搬経路図（S = 1 / 25,000 程度）

搬出工事場所からUCR受入地までの経路図を作成してください。

② 土砂搬入計画表（様式2）

各月ごとの搬入予定を記入してください。

③ 分割発券申請予定表（様式3）

土砂搬入管理券の発券を分割で申請する場合にのみ提出してください。

④ 発券申請書（様式4）

- ・土砂搬入管理券は、ダンプ1台当たりの積載重量により10t、4t、3t、2tの4種類の券種があります。
上記以外の積載重量の車両については券種を組み合わせで発券します。
12t車の場合、10t車券と2t車券
8t車の場合、4t車券2枚（城南島では8t車券を発行）
7t車の場合、4t車券と3t車券
- ・利用申込者は、「土砂搬入管理券」の必要枚数を、券種別に「発券申請書」に記載し、申請してください。

- ・管理券 1 枚（＝ダンプ 1 台）当たりの積載土量は次のとおりとします。
10t 車…5.55 m³、4 t 車…2.22 m³、3 t 車…1.66 m³、2 t 車…1.11 m³
（久里浜港については、ほぐし土量で 10 t 車…6.66 m³、4 t 車…2.66 m³、2 t 車…1.33 m³）
「平均単位体積重量」が 1.8 t/m³より大きくなる場合は、次式により求めた値とします。**なお、この場合は根拠資料を用意の上、UCR 担当者に事前相談してください。**

$$\text{積載土量 (m}^3\text{)} = \text{車種別積載重量 (t)} \div \text{土の単位体積重量 (t/m}^3\text{)}$$

小数第三位以下は切り捨てます。

⑤ **地質分析（濃度）結果証明書（様式 5-1）（様式 5-2）（様式 5-3）（様式 5-4）**
※受入地により様式が異なります。

※「横須賀市久里浜港」受入地は土壤検査結果証明書と表示（別途、担当者に事前相談を）。

- ・地質分析（濃度）試験を実施し、**地質分析（濃度）結果証明書**（計量証明事業者の登録番号に濃度と記入）を提出してください。（**溶出試験 28 項目（一部受入地は 27）は必須。**）（詳細は、「特定有害物質等試験項目一覧表」p.62～65 参照）
- ・水素イオン濃度の測定を義務づけている受入地もありますので、UCR 担当者に確認してください。
- ・**試験を実施する前に掘削する部分の工事平面図や標準断面図をご用意の上、UCR 担当者までご相談ください。**
- ・地質分析（濃度）試験の試料採取にあたってはなるべく試験を実施する専門の機関に依頼してください。（「横須賀市久里浜港」受入地の試料採取については専門機関による実施が義務づけられています。）
- ・試験の実施は、専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
- ・地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、受入地毎に 6 ヶ月～2 年以内と定められていますので、UCR 担当者に確認し、有効期間内に提出してください。

なお、最終処分地が千葉県、栃木県等の受入地の地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、検査試料採取日から原則 6 ヶ月以内となっています。

（2019 年度 UCR 建設発生土受入地一覧表の「受入地ごとの注意事項」p.58～59 参照）

（添付図書）

① **試料採取位置図**

試料採取位置を記入した平面図や断面図を添付してください。

⑤ 試料採取状況写真

試料採取状況写真（カラーで鮮明なもの。カラーコピー可）を添付してください。地質分析（濃度）試験の試料採取方法及び写真撮影は p.66～70 を参照してください。（実施にあたっては必ず、UCR 担当者に事前相談してください。）

⑥ 土砂搬入完了届（様式 10）

搬入申込土量全量の搬出が完了した場合に提出してください。「土砂搬入完了確認依頼書」を提出する場合は不要です。

⑦ 土砂搬入完了精算書（様式 9）

発注機関の設計変更や土質等の受入条件が合わない等のため、申込土量より搬入土量が減となった場合に提出してください。

未使用の土砂搬入管理券がある場合は、受入料金の還付ができます。

土砂搬入完了精算書を受理してから 30 日以内に利用申込者が指定する銀行口座へ精算金額を振り込みます。

※ 受入料金の還付を受ける場合、公共機関（p.5 発注機関の(1)～(3)）の発注工事にあっては発注機関の確認が必要です。

※ 未使用の土砂搬入管理券も返却してください。

⑧ 土砂搬入完了確認依頼書（様式 11）

「土砂搬入完了確認書」の発行を希望する場合に提出してください。

⑨ 仮置場使用確認書（様式 13）

やむを得ず掘削後に直接受入地に搬入せず、工事現場外に仮置場を使用する場合は提出してください。

受入地によっては必要となる書式

⑩ ダイオキシン類試験結果証明書

- ・ 試験を実施する場合は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼してください。
- ・ 提出書類は、「特定濃度計量証明書」又は、「試験成績書と特定計量証明事業者認定証の写し」です。

⑪ 土質試験結果

土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の締固め試験、締固めた土のコーン指数試験等の土質試験が必要な受入地があります。（「2019年度UCR建設発生生土受入地一覧表」 p.58～59及び p.61参照）

⑫ **運搬車両一覧表（様式 12-1）（様式 12-2）**

搬入車両の確認、交通規制の実施等のために「**運搬車両一覧表**」を提出していただく受入地があります。

受入地に建設発生土を搬入するダンプを全て記載してください。

（様式 12-1）青梅、八王子地区、相模湖鶴島土地改良区、「厚木市下古沢」

（様式 12-2）秋ヶ瀬ヤード

⑬ **土砂等発生元証明書（様式 6-1）（様式 6-2）（様式 6-3）**

⑭ **検査試料採取調書（様式 7-1）（様式 7-2）（様式 7-3）**

（様式 6-1）（様式 7-1）を提出：市川港、横浜鈴繁埠頭、大磯町大磯港、
厚木市下荻野、厚木市下古沢、城南島

（様式 6-2）（様式 7-2）を提出：三郷市番匠免

（様式 6-3）（様式 7-3）を提出：横須賀市久里浜港

⑮ **（工期・）発生土量の変更に伴う証明書（様式 8）**

⑬の書類を提出していて、工期や発生土量に変更が生じる場合は、変更後の⑬に添付して提出してください。（記載内容についてはご相談願います。）

4 **留意事項**

悪天候、交通事情、突発的事故等により受入ができない場合には、受入を停止又は制限せざるを得ない場合がありますので、UCR受入地の受入担当者との連絡調整を十分にお願いたします。

5 受入地別提出書類一覧表

UCR 受入地提出書類一覧表							
●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類							
	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					
■全受入地共通							
土砂搬入申込書(様式1)	●	●	●				HPよりダウンロード可。
工事位置図	●						
運搬経路図	●						
土砂搬入計画表(様式2)	●	●	●				HPよりダウンロード可。
分割発券申請予定表(様式3)	○	○		○			〃
発券申請書(様式4)	●	●		●			〃
地質分析(濃度)結果証明書 (様式5-1、5-2、5-3あるいは 5-4)	●	○		○			受入地により様式が異なります。分析は原則として試料採取日又は翌日に専門機関に依頼してください。
試料採取位置図(平面図)	●	○		○			採取深さを記載願います。
試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届(様式10)					●※		HPよりダウンロード可。
土砂搬入完了精算書(様式9)						●	〃
土砂搬入完了確認依頼書 (様式11)					○	○	UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出してください。
仮置場使用確認書(様式13)	○	○	○				HPよりダウンロード可。制限のある受入地があります。受入地担当者に確認願います。

※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は提出不要です。

全受入地共通の書類に加え、次の受入地では記載の書類が必要となります。

■江戸川各ヤード、花園IC拠点地区、久喜市菖蒲町台、加須市礼羽、環境整備センター、草加松原団地、加須市向古河、草加柿ノ木地区、新座市大和田、五霞町大福田							
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○			
土質試験結果	●	○		○			
■青梅、八王子各地区、相模湖鶴島土地改良区							
ダイオキシン類試験結果証明書	○	○		○			水底土砂のみ。底質調査測定マニュアルと基準値に注意。
運搬車両一覧表(様式12-1)	●	○					HPよりダウンロード可。
■秋ヶ瀬ヤード							
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○			
土質試験結果	●	○		○			
運搬車両一覧表(様式12-2)	●	○		○			HPよりダウンロード可。変更のある都度。

※ 各様式は(株)建設資源広域利用センターのホームページ(<http://www.ucr.co.jp>)からダウンロードできます。「UCRホームページトップ」⇒「首都圏事業」⇒「提出書類ダウンロード」をクリックして必要な様式をダウンロードしてください。

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類

	土砂搬入申込		工期延 伸変更	分割発 券申請 2回目 以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請				全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					
■市川港、三郷市番匠免、横浜鈴繁埠頭、大磯町大磯港、城南島(様式についてはご相談ください。)							
土砂等発生元証明書 (様式 6-1 あるいは 6-2)	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。 三郷市番匠免は様式 6-2、他は様式 6-1
検査試料採取調書 (様式 7-1 あるいは 7-2)	●	○		○			HPよりダウンロード可。 三郷市番匠免は様式 7-2、他は様式 7-1
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
土量計算書	●	●					
工期・土量変更証明書(様式 8)		●	●			○	HPよりダウンロード可。
■草加松原団地							
(独)都市再生機構 指定の 書類等	●						提出書類については受 入地担当者に確認願 います。
■横須賀市久里浜港							
土砂等発生元証明書(様式 6-3)	●	●	●	○			受入地担当者に確認 願います。
検査試料採取調書(様式 7-3)	●	○		○			〃
工事平面図	●	○		○			〃
工事断面図	●	○		○			〃
土量計算書	●	●					〃
工期・土量変更証明書		●	●				〃
建設残土発生場所等証明書(様式 14)	●	●		○			〃
■厚木市下荻野							
土砂等発生元証明書(様式 6-1)	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。
検査試料採取調書(様式 7-1)	●	○		○			〃
■厚木市下古沢							
土砂等発生元証明書(様式 6-1)	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。
検査試料採取調書(様式 7-1)	●	○		○			〃
運搬車両一覧表(様式 12-1)	●	○		○			〃

神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件
(神奈川県及び県内市町村発注工事(政令市を除く))

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類							
	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					
■全受入地共通							
土砂搬入申込書(県C様式)	●	●	●				HPよりダウンロード可。
工事位置図	●						
運搬経路図	●						
土砂搬入計画表	●	●	●				HPよりダウンロード可。
分割発券申請予定表	○	○		○			〃
発券申請書	●	●		●			〃
地質分析(濃度)結果証明書	●	○		○			〃 久里浜港は土壌検査結果証明書
試料採取位置図(平面図)	●	○		○			採取深さを記載願います。
試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届					●※		HPよりダウンロード可。
土砂搬入完了精算書						●	〃
土砂搬入完了確認依頼書					○	○	〃 UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出してください。
仮置場使用確認書	○	○	○				HPよりダウンロード可。 制限のある受入地があります。受入地担当者に確認願います。
※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は提出不要です。							
土砂等発生元証明書	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。
検査試料採取調書	●	○		○			HPよりダウンロード可。
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
土量計算書	●	●					
工期・土量変更証明書		●	●			○	HPよりダウンロード可。
副申書	●	●				●	〃
■横須賀市久里浜港(全受入地共通に加えて)							
建設残土発生場所等証明書	●	●					

※ 各様式は(株)建設資源広域利用センターのホームページ(<http://www.ucr.co.jp>) からダウンロードできます。
「UCRホームページトップ」⇒「首都圏事業」⇒「書類ダウンロード(神奈川県都市整備技術センター)」をクリックして必要な様式をダウンロードしてください。

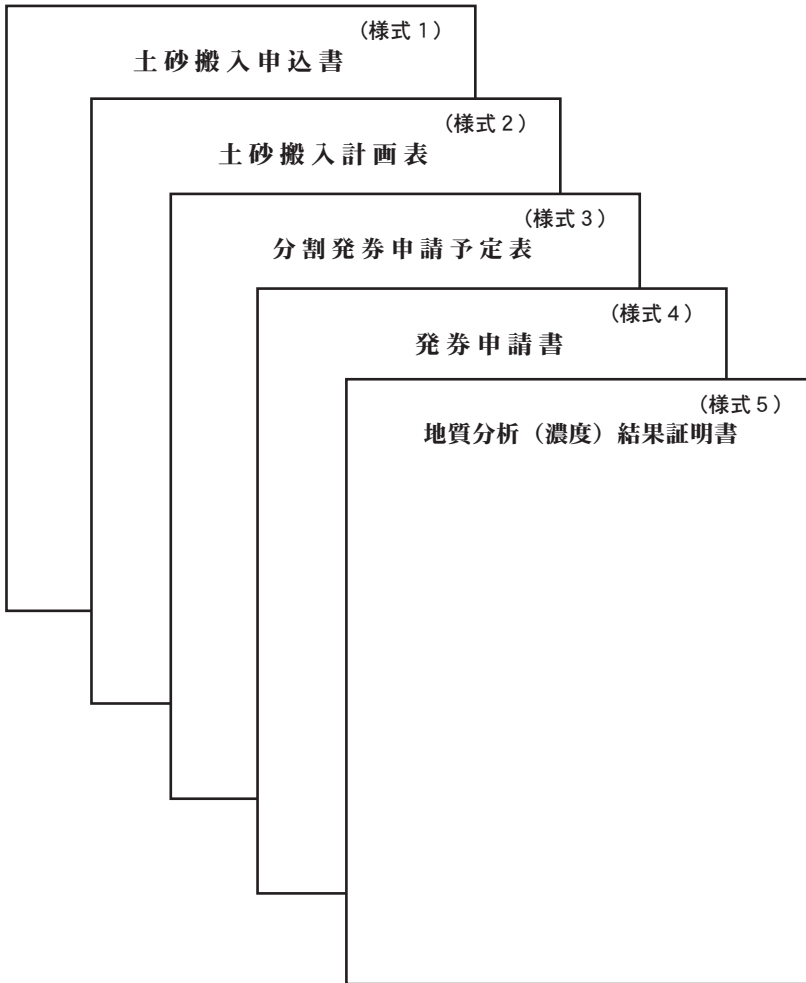
第Ⅲ章 運搬についての注意事項

- 1 「受入地通行証」は、UCR受入地に入場する際、車両の**前面**の目立つ場所に掲示し、退場する際、速やかに収納してください。
- 2 次の車両は、UCR受入地に入場できません。
 - ① 「受入地通行証」を掲示していない車両
 - ② 土砂搬入管理券に表示してある重量と異なる車両
 - ③ 違法改造車（差枠等の使用を含む）、高枠車両等の過積載車両
 - ④ ディーゼル車の排出ガス規制（九都県市）に適合しない車両
 - ⑤ 不正軽油を使用している車両
- 3 UCR受入地の**係員から土質が不相当と判定された土砂**は、受付後投入（積降し）中あるいは投入（積降し）後であっても、**申込者（請負者）の責任で持ち帰ってください。**
- 4 搬入途中であっても降雨等でUCR受入地内の状況が悪化した場合には、搬入の**受付を中止する場合があります。**
- 5 UCR受入地の搬入路は、**指定された道路を通行**してください。
- 6 運搬経路は、できるだけ幹線道路をご利用いただき、**生活道路の通行は、ご遠慮ください。**
- 7 **周辺道路を汚さない**ように、タイヤ洗浄機等で土砂を十分にふるい落とした後に、UCR受入地から外へ出てください。
- 8 UCR受入地では、**受入地係員の指示に従ってください。**
- 9 「受入地通行証」は搬出期間が年度をまたがる場合にも、そのままご使用ください。
- 10 土砂の搬入が完了した場合は、土砂搬入完了書類の提出と合わせて「受入地通行証」をご返却ください。

受入地毎の提出書類

1 全ての受入地で申込時に提出が必要な書式、図書類

(1) 全ての受入地で必要な書式、図書類



- ①土砂搬入申込書 (様式1)
p.24 に記入例
- ②土砂搬入計画表 (様式2)
p.25 に記入例
- ③分割発券申請予定表 (様式3)
p.26 に記入例
※一括購入の場合は不要です。
- ④発券申請書 (様式4)
p.27 に記入例
- ⑤地質分析(濃度)結果証明書 (様式5) p.28～31 に記入例
※地質分析(濃度)結果証明書は受入地により様式が異なります。
(様式5-1) 下記以外の受入地
(様式5-2) 市川港、
横浜鈴繁埠頭(要相談)、
大磯町大磯港、
城南島(要相談)
(様式5-3) 三郷市番匠免
(様式5-4) 横須賀市久里浜港※
※標記は「土壌検査結果証明書」

※ 地質分析の試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一地質区分で 5,000 m³毎に 1 回です。
ただし、横須賀市久里浜港では、土質区分毎、かつ 4,000 m³毎に 1 回となります。

添付する図書類

土砂搬入申込書には、

- ㊦工事位置図
- ㊦受入地までの運搬経路図

地質分析(濃度)結果証明書には、

- ㊦試料採取位置図
- ㊦試料採取状況写真

土砂を現場外に仮置きし、そこから受入地に搬入する場合には、

- ㊦仮置場使用確認書(案内図、平面図、写真を添付)(様式13) p.32 に記入例を添付してください。

※ 各様式については当社ホームページの首都圏事業「提出様式ダウンロード」から必要な様式をダウンロードしてください。(目次3頁参照)

記入例

(様式 1)

2000年00月00日

土砂搬入申込書

新規第 回変更 (土量増、工期延伸 承諾番号

郵送日を記入してください。

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

法人名 首都圏建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 (印)

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。

なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。

搬入先 (受入地名)	青梅地区 (ケ)		小数点第3位以下を四捨五入して下さい。
発注機関	広域町水道建設事務所		
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事		
工事場所	広域町大字利用		
契約工期	当初・変更前 2000年8月1日 ~ 2000年2月15日		
	変更後 " " " " " "		
搬入申込土量 (地山)	当初・変更前	変更後	昼間及び夜間の搬入が同一工事で生じる場合は、別々に申込書を作成してください。
	2,000.00 m ³		
土質	第3種建設発生土 (ローム)	平均単位体積重量 (地山)	1.8 t/m ³
	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input checked="" type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域		
工事請負者担当者 (氏名) 建設 次郎 (電話) 000-000-0000 (携帯) 000-0000-0000 搬入承諾書送付先 (FAX) 000-000-0000 (〒) 123-0045 (宛名) 〇〇県〇〇市〇〇123 首都圏建設(株) 〇〇作業所			

チェックを忘れずに

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関 (所属) 広域町水道建設事務所

監督員 (氏名) 上水道男 (印)

(電話) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000

注意

- 1) 承諾番号は変更の場合のみご記入ください。
- 2) 平均単位体積重量 (地山) は 1.8 t/m³ とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
- 3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所をチェックマークをご記入ください。
- 4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関 (国、地方公共団体、それらの関係機関) の場合は必ず記入・押印してください。

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

記入例

(様式 2)

2000年00月00日

土 砂 搬 入 計 画 表

1 工 事 名 水 2 3 号 広 域 町 水 道 送 水 管 敷 設 工 事

2 工 事 請 負 者 首 都 圏 建 設 株 式 有 限 公 司

搬入完了予定日は、契約工期以降に設定することはできません。

3 土砂搬入予定期間 2000年 7月 4日 ~ 2000年11月 8日

4 搬入申込土量 2,000.00 m³、ダンプ総台数 361台 (10t車)

5 搬 入 予 定

・各月の土量は 5.55 m³ (10t車、1.8t/m³の場合) の倍数とし、最終搬出月に調整してください。
 ・搬出がない月が間にある場合は詰めて記載してください。
 ・ダンプの積載量毎 (10t、4t、…) に表を作成してください。

① ○年 **7** 月分 土量 **421.80**m³/月、平均土量 **22.20**m³/日、ダンプ延 **4** 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			○	○	○	○			○	○	○	○					○	○	○	○			○	○	○	○			○	

② ○年 **8** 月分 土量 **355.20**m³/月、平均土量 **22.20**m³/日、ダンプ延 **4** 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
○	○	○	○				○	○	○											○	○	○	○				○	○	○	○

③ ○年 **9** 月分 土量 **444.00**m³/月、平均土量 **22.20**m³/日、ダンプ延 **4** 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○			○	○	○	○	○				○	○	○	○						○	○	○	○			○	○	○	○

④ ○年 **10** 月分 土量 **666.00**m³/月、平均土量 **33.30**m³/日、ダンプ延 **6** 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○			○		

⑤ ○年 **11** 月分 土量 **113.00**m³/月、平均土量 **22.20**m³/日、ダンプ延 **4** 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○	○			○	○	○	○																						

⑥ ○年 月分 土量 m³/月、平均土量 m³/日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9

・各月のダンプの延台数を足したものがダンプ総台数になるようにしてください。
 ・各月の土量の合計が搬入申込土量になるようにしてください。
 ・日当たりダンプ延台数×積載土量＝日当たり平均土量
 ・日当たり平均土量×月当たり稼働（作業）日数＝月当たり土量

発券を分割で申請する場合のみ提出してください。

記入例

(様式 3)

2000年00月00日

分割発券申請予定表

1 工事名 **水23号 広域町水道送水管敷設工事**

2 工事請負者 **首都圏建設株式会社**

3 搬入申込土量 **2,000.00 m³**

4 分割申請回数及び発券土量等

申請回数	申請予定日	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)	発券土量の合計 () は累計土量
第 1 回	6月22日	10 t 車券 t 車券 t 車券	217 枚 枚 枚	5.55 m ³ m ³ m ³	1,204.35 m ³ m ³ m ³	1,204.35 m ³
第 2 回	8月15日	10 t 車券 t 車券 t 車券	144 枚 枚 枚	5.55 m ³ m ³ m ³	799.20 m ³ m ³ m ³	799.20 m ³ (2,003.55 m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	(m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	(m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	(m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	(m ³)
合計		10 t 車券 t 車券 t 車券	361 枚 枚 枚	5.55 m ³ m ³ m ³	2,003.55 m ³ m ³ m ³	2,003.55 m ³

注意

1) 当書類は発券を分割で申請する場合にのみご提出ください。発券申請はその都度別途行ってください。

2) 積載土量(地山)は使用車輛のトン数を平均単位体積重量で除し、小(例) 平均単位体積重量が1.8 t/m³の場合 10 t 車...5.55 m³、4 t 車...2.22 m³ します。

搬入申込土量 ÷ 積載土量
(端数切上)

記入例

(様式 4)

2000年00月00日

発券申請書 (第1回)

[承諾番号 _____]

(株) ㈱建設資源広域利用センター 御中

パターン1：一括発券（支払）申請の場合
搬入申込土量÷積載土量＝発券枚数（端数切上）
 $2,000 \text{ m}^3 \div 5.55 = 360.3 \Rightarrow 361 \text{ 枚}$
パターン2：分割発券（支払）申請の場合
分割発券申請予定表より算出してください。
※ この例は分割発券（支払）です。

者 住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5
法人名 首都圏建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 (印)

次のとおり土砂搬入管理券の発券を申請します。

搬入先（受入地名）	青梅地区（ケ）				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事				
搬入申込土量	2,000.00 m ³				
既発券土量	0 m ³ (a)				
今回発券枚数 及び発券土量	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)	発券土量の合計 (d)
	10 t 車券	217枚	5.55 m ³	1,204.35 m ³	1,204.35 m ³
	t 車券	枚	m ³	m ³	
t 車券	枚	m ³	m ³		
受入単価	(昼) / 夜	(地山 1 m ³ 当たり)			2,480 円
支払予定日及び支払金額	6月22日	(税込)			3,225,731 円
累計発券土量	1,204.35 m ³ (a) + (d)				
受入地通行証必要枚数	10 枚				
備考欄					
工事請負者担当者（氏名）建設 次郎 （電話）000-000-0000（携帯）000-0000-0000 入金案内及び券送付先（FAX）000-000-0000（宛名）首都圏建設(株)〇〇作業所 （郵便番号）123-0045 （住所）〇〇県〇〇市〇〇123					

注意

- 1) 承諾番号は第2回目以降の発券申請の際に記入してください。
 2) 積載土量（地山）は使用車輛のトン数とします。

(例) 平均単位体積重量が1.8 t / m³の場合 10 t 車…5.55 m³、4 t 車…2.22 m³、3 t 車…1.66 m³、2 t 車…1.11 m³

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

記入例

(様式 5-1)

地質分析（濃度）結果証明書

様 年 月 日

発生事業者名と一致していること

発行番号、検体区分・番号が入っていることを確認してください。

発行番号
分析機関名
代表者
所在地
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境庁告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体区分・番号)

依頼日は試料採取日
またはその翌日

	単位	測定値	定量下限値	基準値	計 量 方 法
溶 出 試 験				0.01以下	日本工業規格 K0102 55
	至シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)
	有機燐	mg/l		不検出	昭和49.9 環告第64号付表1、 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの
	鉛	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0102 54
	六価クロム	mg/l		0.05以下	日本工業規格 K0102 65.2
	砒素	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0102 61
	総水銀	mg/l		0.0005以下	昭和46.12 環告第59号付表1
	アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46.12 環告第59号付表2、昭和49.9 環告第64号付表3
	P C B	mg/l		不検出	昭和46.12 環告第59号付表3
	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/l		0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	クロロエチレン	mg/l		0.002以下	平成9.3環告第10号付表
	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	トリクロロエチレン	mg/l		0.03以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/l		0.006以下	昭和46.12 環告第59号付表4	
シマジン	mg/l		0.003以下	昭和46.12 環告第59号付表5 第1、第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02以下	昭和46.12 環告第59号付表5 第1、第2	
ベンゼン	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
ふっ素	mg/l		0.8以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.4、34.1c(注(6)第3文を除く)、 昭和46.12環告第59号付表6	
ほう素	mg/l		1以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05以下	昭和46.12環告第59号付表7	
含 有 量 試 験	銅（農用地）	mg/kg		125未満	昭和47.10 総令66号第1条第3項及び第2条
	砒素（農用地）	mg/kg		15未満	昭和50.4 総令31号第1条第3項及び第2条
	水銀及びその化合物	mg/kg		15以下	昭和46.12 環告第59号付表1
	カドミウム及びその化合物	mg/kg		150以下	日本工業規格 K0102 55
	鉛及びその化合物	mg/kg		150以下	日本工業規格 K0102 54
	砒素及びその化合物	mg/kg		150以下	日本工業規格 K0102 61
	六価クロム化合物	mg/kg		250以下	日本工業規格 K0102 65.2
	ふっ素及びその化合物	mg/kg		4,000以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.4、34.1c(注(6)第3文を除く) 昭和46.12環告第59号付表6
	ほう素及びその化合物	mg/kg		4,000以下	日本工業規格K0102 47.1 47.3 47.4
	セレン及びその化合物	mg/kg		150以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
シアン化合物	mg/kg		(遊離CN) 50以下	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)	

検体の性状 形状 色 におい

備考 発生場所：
発生事業者名：

分析対象外の項目は「-」を記入してください。

※計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施事業者の所在地：

この様式を使用する受入地
 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」※
 ※「横浜鈴繁埠頭」「城南島」についてはUCR担当者に
 相談してください。

記入例

(様式 5-2)

第四号様式(第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第二項)

地質分析(濃度)結果証明書

年 月 日

様

発生事業者名と一致
 していること

発行番号、検体区分・番号が入っ
 ていることを確認してください。

発行番号
 分析機関名
 所在地
 電話番号
 計量証明事業者の登録番号
 環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により
 検査を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)

計	依頼日は試料採取日 または翌日	単位	定量 下限値	基準値	測定方法	
カド				0.01	日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く)	
有機燐	mg/l			不検出	昭和49.環告第64号付表1 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの	
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格 K0102 65.2	
砒(ひ)素	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46.環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表2、昭和49.環告第64号付表3	
P C B	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
クロロエチレン	mg/l			0.002	平成9.環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	(シス体)日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2 (トランス体)日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,3-ジクロロプロパン	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム	mg/l			0.006	昭和46.環告第59号付表4	
シマジン	mg/l			0.003	昭和46.環告第59号付表5 第1、第2	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46.環告第59号付表5 第1、第2	
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
ふっ素	mg/l			0.8	日本工業規格 K0102 34.1、34.4、昭和46.環告第59号付表6	
ほう素	mg/l			1	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46.環告第59号付表7	
農用地田 に限る	砒素	mg/kg		15	昭和50.総令第31号第1条第3項及び第2条	含有 試験
	銅	mg/kg		125	昭和47.総令第66号第1条第3項及び第2条	

検体の性状 形状 色 におい

備考 発生場所： 工事名： 発生事業者名： 土砂等発生元証明書の記載と同一にしてください。

* 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施事業者の所在地：

この様式を使用する受入地
「三郷市番匠区」

記入例

(様式 5-3)

地質分析 (濃度) 結果証明書

年 月 日

様

発生事業者名と一致
していること

発行番号、検体区分・番号が入っ
ていることを確認してください。

発行番号

分析機関名

者

地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

①

②

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法	
カドミ				0.01	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法	
全シ				不検出	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)	
有機燐	mg/l			不検出	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)	
鉛	mg/l			0.01	規格54に定める方法	
六価クロム	mg/l			0.05	規格65.2に定める方法	
砒(ひ)素	mg/l			0.01	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法	
総水銀	mg/l			0.0005	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。)付表1に掲げる方法	
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46年告示付表2及び昭和49年告示付表3に掲げる方法	
P C B	mg/l			不検出	昭和46年告示付表3に掲げる方法	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
クロロエチレン	mg/l			0.002	平成9.3環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1,3-ジクロロプロパン	mg/l			0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
チウラム	mg/l			0.006	昭和46年告示付表4に掲げる方法	
シマジン	mg/l			0.003	昭和46年告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46年告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
セレン	mg/l			0.01	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	
ふっ素	mg/l			0.8	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年告示付表6に掲げる方法	
ほう素	mg/l			1	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46.12環告第59号付表7	
農用地田に限る	砒素	mg/kg		15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法	含有試験
	銅	mg/kg		125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法	
検体の性状	形状			色	におい	
備考	発生場所： 発生事業者名：		工事名：		土砂等発生元証明書の記載と同一にしてください。	

* 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：

この様式を使用する受入地
「横須賀市久里浜港」

記入例

(様式 5-4)

参考様式1 (規則第11条、第16条、第22条関係)

土壌検査結果証明書

年 月 日

様

発行番号
分析機関名
代表者
所在地

Ⓜ

発生事業者名と一致
していること

発行番号、検体区分・番号が入
っていることを確認してください。

所在地
登録番号

環境計量士

Ⓜ

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検
液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分・番号)

様

計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法
カドミウム				0.01	日本工業規格K0102 55
全シアン				不検出	日本工業規格K0102 38(38.1.1の方法を除く)
有機燐	mg/l			不検出	昭和49年環告第64号付表1又は日本工業規格K0102 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格K 0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格K 0102 65・2(ただし、規格K0102の65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 にあつては、K0170-7の7a)又は7b)に定める操作を行うも のとする。)
砒素	mg/l			0.01	日本工業規格K 0102 61
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46環告第59号付表2、昭和49環告第64号付表3
P C B	mg/l			不検出	昭和46環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
クロロエチレン	mg/l			0.002	平成9.3環告第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロパン	mg/l			0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和46環告第59号付表4
シマジン	mg/l			0.003	昭和46環告第59号付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46環告第59号付表5の第1又は第2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格K 0102 67.2、67.3又は67.4
ふっ素	mg/l			0.8	日本工業規格K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1c ((6)第3文を除く) 及び昭和46環告第59号付表6
ほう素	mg/l			1	日本工業規格K 0102 規格47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46.12環告第59号付表7
検体の性状 (任意記入)	P H	形状	色	匂い	

依頼日は試料採取日
または翌日

備考
採取場所:
工事名:
上記工事の施工業者:
計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合、当該工
委託した工程 (試料採取・検液作成・分析)
委託事業者の氏名又は名称:
委託事業者の所在地:

土砂等発生元証明書の記載と同一
にしてください。

記入例

(様式 13)

2000年00月00日

仮置場使用確認書

工事請負者 住 所 東京都渋谷区渋谷 2-17-5
法人名 首都圏建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 (印)
電 話 000-0000-0000

当工事において発生した土砂を下記の仮置場に仮置後、青梅地区(ケ)受入地へ搬入いたします。
なお、仮置期間中は、他の工事より発生した土砂が混入することの無いよう適正に管理いたします。

工 事 名	水 2 3 号 広域町水道送水管敷設工事		
発 注 機 関	広域町水道建設事務所		
契 約 工 期	2000年6月1日 ~ 2000年2月15日		
工 事 場 所	広域町大字利用		
仮 置 土 量	1, 0 0 0 . 0 0 m ³		
仮置予定期間	2000年6月28日 ~ 2000年11月8日 ※土砂の仮置期間を記入してください。		
仮置場	住所	広域町大字利用 1 2 3	
	名称	〇〇建設資材置場 または 工所用借地等	

上記の記載事項については、相違ないことを確認しました。

発注機関 (所属)	広域町水道建設事務所	(氏名)	上水 道男 (印)
--------------	------------	------	-----------

添付書類 (案内図、平面図、現地写真) 平面図には置場及び寸法を明記すること

2 受入地により申込時に追加で提出が必要な書式、図書類

(1) 「江戸川各ヤード」「花園 IC 拠点地区」「久喜市菖蒲町台」

「加須市礼羽」「環境整備センター」「草加松原団地」「加須市向古河」

「草加柿ノ木地区」「新座市大和田」「五霞町大福田」で必要な書式、図書類

特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有試験)
土質試験結果一覧表

④ 特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有濃度)

※試験は、『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は、「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

⑤ 土質試験結果一覧表* (地盤工学会 6162)

試験項目は、

- 土粒子の密度試験 (JIS A 1202)
- 土の含水比試験 (JIS A 1203)
- 土の粒度試験 (JIS A 1204)
- 突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210)
- 締固めた土のコーン指数試験 (JIS A 1228)
- 土の pH 試験 (JGS 0211) ※許容値は 5.8~8.6
- 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051)
- 土の液性限界、塑性限界試験 (JIS A 1205)
- 土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)

※「草加松原団地」、「加須市向古河」、「五霞町大福田」では、土質区分毎の「土の透水試験 (JIS A 1218)」も必要です。

※「江戸川各ヤード」、「加須市向古河」、「五霞町大福田」は、土の pH 試験は不要です。
ただし、石灰改良土の場合、「江戸川各ヤード」においては pH 試験が必要です。pH 値については、事前にご相談ください。

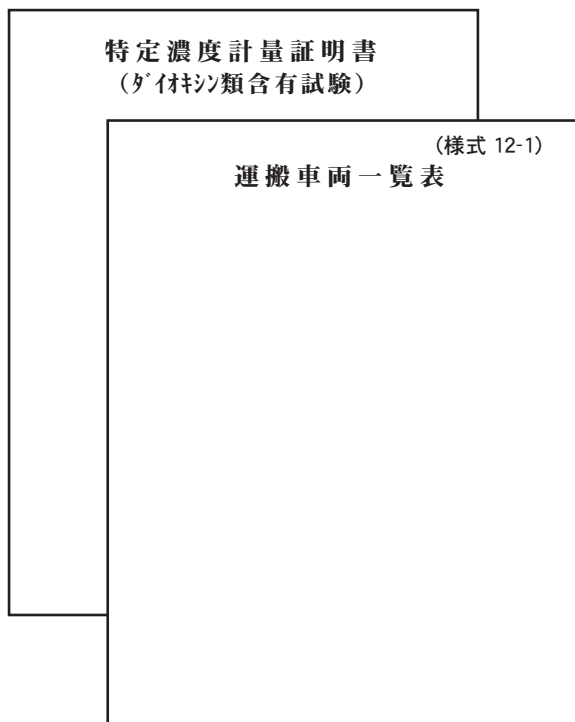
※一覧表には各試験のデータシートも添付してください。

⑥ 空間放射線量の測定 (江戸川各ヤードの場合)

放射性物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点調査区域に指定されている自治体から搬出する場合に必要です。

(詳細はお問い合わせください。)

(2) 「青梅地区」「八王子地区」「相模湖鶴島土地改良区」で必要な書式、図書類



① 特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有濃度)

→ 河川水路や湖沼から発生する水底土砂を搬入する場合に必要となります。
 検定方法は、環境省による「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成21年3月)」によります。

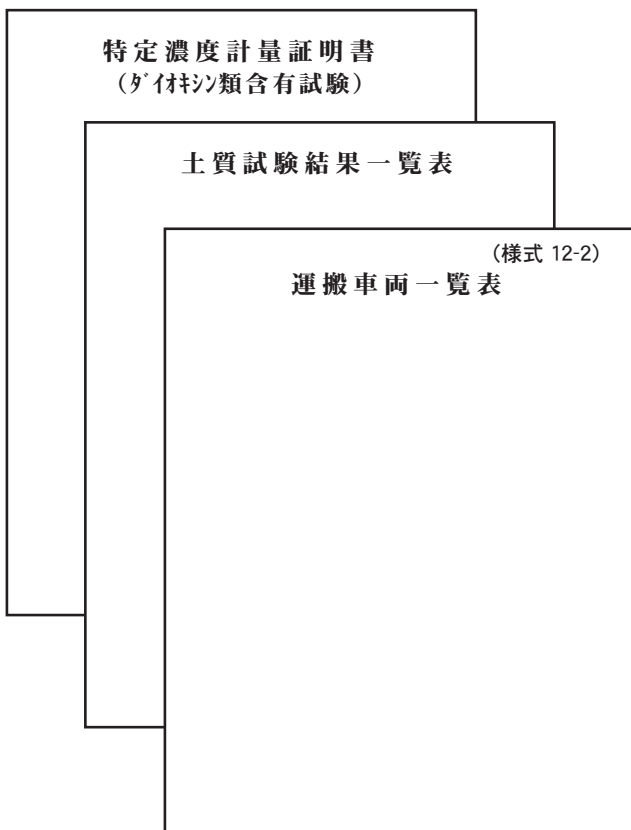
※試験は、『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は、「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

② 運搬車両一覧表 (様式 12-1) p.43 に記入例

→ 土砂を搬入する全ての車両の登録が必要です。
 → 「八王子地区」に搬入する運搬車両については、八王子碎石協会の登録が必要です。

(3) 「秋ヶ瀬ヤード」で必要な書式、図書類



① 特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有濃度)

※試験は、『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は、「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

② 土質試験結果一覧表* (地盤工学会 6162)

試験項目は、

- 土粒子の密度試験 (JIS A 1202)
- 土の含水比試験 (JIS A 1203)
- 土の粒度試験 (JIS A 1204)
- 突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210)
- 締固めた土のコーン指数試験 (JIS A 1228)
- 土の pH 試験 (JGS 0211) ※許容値は 5.8~8.6
- 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051)
- 土の液性限界、塑性限界試験 (JIS A 1205)
- 土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)

※一覧表には各試験のデータシートも添付してください。

③ 運搬車両一覧表 (様式 12-2)

p.44 に記入例

→ 土砂を搬入する全ての車両の登録が必要です。

(4) 「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」
「厚木市下荻野」「厚木市下古沢」「城南島」で必要な書式、図書類

(様式6) 土砂等発生元証明書
(様式7) 検査試料採取調書

㊦ 土砂等発生元証明書

p.37～38 に記入例

(様式 6-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、
厚木市下荻野、厚木市下古沢、
大磯町大磯港、城南島^{※2}

(様式 6-2) 三郷市番匠免

㊧ 検査試料採取調書

p.40～41 に記入例

(様式 7-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、
厚木市下荻野、厚木市下古沢、
大磯町大磯港、城南島^{※2}

(様式 7-2) 三郷市番匠免

※1 「土砂等発生元証明書」と「検査試料採取調書」、「地質分析（濃度）結果証明書」は必ずセットとなります。（試験の検体の数の資料が必要です。）

※2 城南島については、富津市の書式の提出が必要な場合があります。（UCR 担当者に相談してください。）

添付する図書類（UCR 担当者にご相談ください。）

土砂等発生元証明書には、

- ㊦（掘削）工事平面図
- ㊧（掘削）工事断面図
- ㊨ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）^{※3}

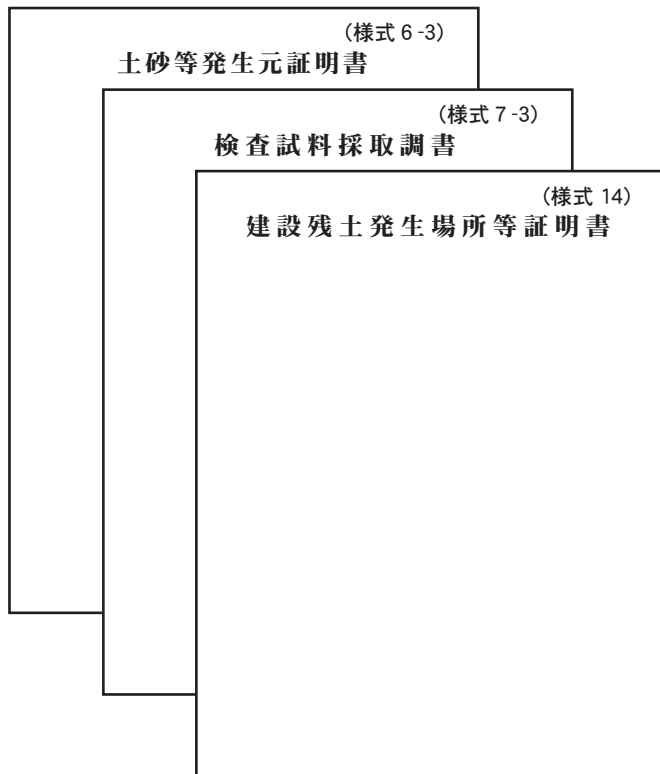
を添付してください。

※3 厚木市下荻野、厚木市下古沢については、㊨土量計算書は提出不要です。

(5) 「草加松原団地」((独) 都市再生機構関連受入地) で必要な書式、図書類

草加松原団地への土砂搬入を申し込む場合は、様式、記入例などについて、UCR 担当者に確認してください。

(6) 「横須賀市久里浜港」で必要な書式、図書類



㊦ 土砂等発生元証明書 (様式 6-3)
p.39 に記入例

㊧ 検査試料採取調書 (様式 7-3)
p.42 に記入例
土質区分毎、かつ地山 4,000 m³毎に
1 検体 (5 地点*・試料混合) が必要
※第 1 種特定有害物質は 1 地点

㊨ 建設残土発生場所等証明書 (様式 14)
p.45 に記入例

添付する図書類

土砂等発生元証明書には、

- ㊦ (掘削) 工事平面図
- ㊧ (掘削) 工事断面図
- ㊨ 土量計算書 (土砂等発生元証明書毎に作成してください。)

を添付してください。

提出が必要な受入地
「市川港」「横浜鈴繁埠頭」*「大磯町大磯港」
「厚木市下荻野」「厚木市下古沢」「城南島」*
※「横浜鈴繁埠頭」「城南島」についてはUCR担当者に相談してください。

記入例

(様式 6-1)

第九号様式 (第八条第二項)

土砂等発生元証明書

特定事業者名 記入しないでください。 年 月 日
様

発生元事業者

住所 **東京都渋谷区渋谷 2-17-5**

工事請負者を記入してください。
代表者等の職印を押してください。

事業者名 **首都圏建設株式会社** 担当者の認印を押す。

代表者又は現場責任者

代表取締役 **首都圏 太郎** (印)

必ず担当者名を記入してください。

担当者 **建設 次郎** (印)

電話番号 (携帯) **〇〇〇-●●●●-△△△△**

担当者の携帯等直接連絡可能な電話番号を記入してください。

工事現場から発生し、「地質分析(濃度)結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	水 2 3 号 広域町水道送水管敷設工事	
工 事 施 工 場 所	広域町大字利用	
発 生 元 事 業 者	広域町水道建設事務所	
当該工事での土砂発生総量 (工事全体の土量)	2000年6月1日~2000年2月15日	
当該工事に係る土砂等発生総量	7,000.00 m³ (うち搬出契約量	m³)
今回の証明に係る土砂等の量	2,000.00 m³ (5,000 m ³ 以内)	
発生土砂等の地質分析 (濃度)結果証明書の有無	有 ・ 無 別紙のとおり	今回の証明に関し、搬入する土量(別途土量計算必要)
発生土砂等の区分	第三種建設発生土	
発生土砂等運搬契約者名	住所 広域町中央1-2 氏名 (株)資源工業	氏名
発生土砂等埋立事業者名	(一時たい積特定事業場) 住所 氏名 (埋立て等の事業場) 住所 氏名	氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

別記様式第8号 (第9条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

新里開発株式会社
代表取締役社長 福島 八重子 様

住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

発生元事業者 事業者名 首都圏建設株式会社

代表者又は現場責任者

代表取締役 首都圏太郎

又は 現場代理人 建設次郎

電話番号 ○○○-●●●-△△△△



次の工事 等から発生する土砂等について、次のとおり
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法
棄物ではありません。

「地質分析(濃度)結果証明書」の備考欄の記載と一致さ
せてください。

工 事 等 名	水 2 3 号 広域町水道送水管敷設工事
工 事 等 施 工 場 所	広域町大字利用
発 注 者	広域町水道建設事務所
工 事 等 施 工 期 間	2000年6月1日～2000年2月15日
当該工事での土砂発生総量 (工事全体の土量)	7,000.00 m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	2,000.00 m ³ (5,000 m ³ 以内)
発生土砂等の計量 証明書の有無	有
発生土砂等の区分	第三種建設発生土
発生土砂等運搬契約者	住所 広域町中央1-2 氏名 (株)資源工業
発生土砂等最終処分事業者	住所 氏名

契約工期を記入してください。

記入しないで
ください。

今回の証明に関し、搬入する
土量(別途土量計算必要)

必ず記入してください。

記入しないでください。

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

別記第 12 号様式 (第 16 条関係)

土砂等発生元証明書

和歌山県知事 様

年 月 日

書類作成日 (土壤検査結果証明書発行日以降)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
発生元事業者 東京都渋谷区渋谷 2-17-5

責任者氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

首都圏建設株式会社

代表取締役 首都圏 太郎

工事請負者を記入、代表者等の職印を押してください。

電話番号

〇〇〇-●●●●-△△△△

土砂等の発生について、次のとおり証明します。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する廃棄物ではありません。

「土壤検査結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

採取場所の所在地	〇〇〇県〇〇郡広域町大字利用	
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	水 2 3 号 広域町水道送水管敷設工事
	発注者	広域町水道建設事務所
	工事施工期間	20〇〇年6月1日～20〇〇年2月15日
当該工事に係る土砂等の発生量	3,000.00 m ³ (うち今回の搬入量 m ³)	変更後の地山土量
今回の証明に係る土砂等の量	1,000.00 m ³ (4)	差引増の地山土量
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無	有 ・ 無	
発生土砂等の区分	1の(1)、1の(2)、2	
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号 (法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	〇〇県〇〇郡広域町中央1-2 (株)資源工業 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-△△△-〇〇〇〇	
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号 (法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	神奈川県横須賀市吉井2丁目7番1号 株式会社 マルモリ 代表取締役 長森 豊 電話 046-841-4067	

契約工期を記入してください。

「横須賀市久里浜港」へ搬入する運搬事業者を記入

備考

- 発生土砂等の区分については、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第4第4項の表中土砂等の区分欄の1の(1)、1の(2)、2の区分に該当するものを○で囲むこと。
- 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者) が署名することができる。

(日本工業規格A列4番)

提出が必要な受入地
「市川港」「横浜鈴繁埠頭」※「大磯町大磯港」
「厚木市下荻野」「厚木市下古沢」「城南島」※
 ※「横浜鈴繁埠頭」「城南島」についてはUCR担当者に
 相談してください。

記入例

(様式 7-1)

(第一号様式(第一号第一項第一号及び第五号第一号、第二号第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項))

検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名

印

採取された方の所属、氏名、連絡先を記入し、必ず採取者所属の会社印と職氏名印をお願いします。(スタンプタイプ等の簡易印鑑は不可)

連絡先電話

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	123456 - A	「地質分析（濃度）結果証明書」の検体区分・番号を転記してください。
報 告 区 分	地質（表土・ 搬入 ・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）	
採 取 年 月 日	2000年6月12日	原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採 取 日 の 天 候	晴れ	
地質分析の場合の 採 取 深 度	GL - 0.5m, GL - 1.5m, GL - 2.5m, GL - 3.5m, GL - 4.5m	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状況測定（濃度）結果証明書に記載された番号等を記載すること。

別記様式第9号 (第9条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

採取者 住所
所属
職氏名
電話番号

採取された方の所属、氏名、
連絡先を記入し、押印してく
ださい。(採取者は工事請負業
者、分析機関のいずれでも可)

印

別添計量証明書 (地質・水質) の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	123456-A	「地質分析(濃度)結果証明書」の検体区分・番号を転記してください。
報告区分	地質 (搬入)・定期・廃止・完了) 水質 (定期・廃止・完了)	
採取年月日	2000年6月12日	原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採取日の天候	晴れ	
地質分析の場合の採取深度	No. 1 No. 2 No. 3 No. 4 No. 5 GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

別記第6号様式（第11条、第16条、第22条関係）

検査試料採取

土壤検査結果証明書を発行する
分析会社が記入してください。

(注意)

試料採取から分析、結果証明までを同一の分析会社が行う必要があります。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

採取者 ○○県○○市○○ 1-2-3

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

○○地質分析株式会社

代表取締役 ○○○○

印

採取者 ○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

別添土壤検査結果証明書（水質検査結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発行番号	土壤検査結果証明書右肩の発行番号を転記してください。
検 体 区 分	土砂等（表土 搬入 定期・廃止・完了） 浸透水（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	2000年6月12日 原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採 取 日 の 天 候	晴れ
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度	No. 1 No. 2 No. 3 No. 4 No. 5 GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m

備考

- 1 試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
- 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

（日本工業規格A列4番）

提出が必要な受入地
「青梅地区」「八王子地区」
「相模湖鶴島土地改良区」「厚木市下古沢」

記入例

(様式 12-1)

年 月 日

運搬車両一覧表

工事名 水23号 広域町水道送水管敷設工事

工事請負者 首都圏建設株式会社

20台を超える場合、
2ページ目は21～
3ページ目は41～
としてください。

運搬事業者名 (株)資源工業

住 所 〇〇県〇〇郡広域町中央1-2

電話番号 〇〇〇-△△△-〇〇〇〇

	ナンバー	背番号
1	大宮123 あ 1123	大宮建1234
2	ナンバープレートの情報を記入してください。	荷台表記の情報を記入してください。
3		
4		
5		
6	受入地に土砂を搬入する全ての車両を記載してください。	
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18	八王子地区へ搬入される場合は、八王子砕石協会に登録されている車両に限ります。	
19		
20		

* 注 排ガス規制をクリアしていない車両は使用できません

* 注 車検証・運転免許証等の写しを添付する必要はありません

提出が必要な受入地
「秋ヶ瀬ヤード」

記入例

(様式 12-2)

運搬車輛一覽表

30台を超える場合、No.を
2ページ目は31～
3ページ目は61～
としてください。

承諾番号

発注者

工事件名

請負業者

電話番号

広域町水道建設事務所

水23号広域町水道送水管敷設工事

首都圏建設株式会社

〇〇〇-△△△-〇〇〇〇

No.	メーカー	積載重量 (t)	登録番号	車番	初年度登録年月	型式	粒子状物質排出基準(条例)の適合			運搬事業者	表示番号
							基準を満たす車	減少装置装着車 ステッカー有無	規制が猶予される車		
例	いすゞ	10	大宮123あ	1123	13.9	KK-		有		〇〇土建	大宮建1234
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

受入地に土砂を搬入する全ての車両を記載してください。

※ 条例（九都県市）で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は搬入できません。
 ※ 車検証の備考欄に記載されている「NOX・PM適合」の有無は条例の適否を示すものではありません。
 型式 : 自動車検査書の「型式」欄の識別記号を記入する。
 基準を満たす車 : 新しい形式のディーゼル車(基準に適合する型式)規制対象外。
 減少装置装着車 : 条例に定める規制対象車に「粒子状物質減少装置」を装着した車。
 規制が猶予される車 : 新車登録から7年間の猶予期間内の車。

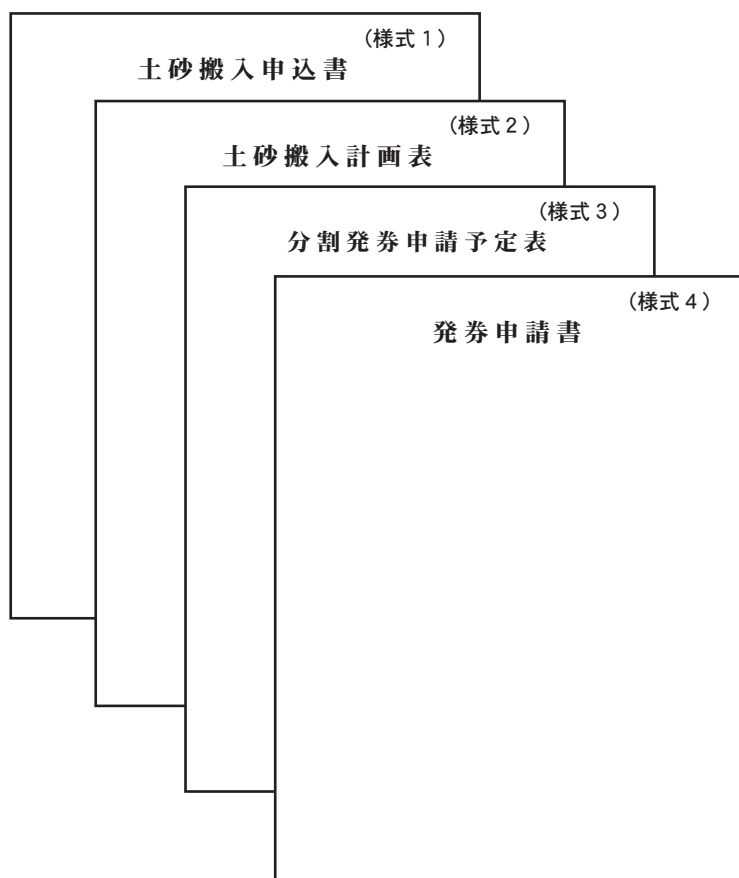
建設残土発生場所等証明書		
建設残土発生場所の概要	所在地	〇〇県〇〇郡広域町大字利用
	工事名	水 2 3 号 広域町水道送水管敷設工事
	発注者	住所 〇〇県〇〇郡広域町 1 - 1 氏名 広域町水道建設事務所 電話番号 〇〇〇 - △△△ - 〇〇〇〇
	工事期間	2 0 〇 〇 年 6 月 1 日 ~ 2 0 〇 〇 年 2 月 15 日
請負業者の住所、氏名及び電話番号	東京都渋谷区渋谷 2-17-5 首都圏建設株式会社 代表取締役 首都圏 太郎 000-000-0000	
土砂集積業者の住所、氏名及び電話番号	神奈川県横須賀市吉井 2 丁目 7 番 1 号 株式会社マルモリ 代表取締役 長森豊 046-841-4067	
海上運搬業者の住所、氏名及び電話番号	徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓 36-10 住若海運株式会社 代表取締役 坂崎誠一 088-699-6622	
建設残土搬入港名	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 記入しないでください。 </div>	
同 搬入年月日		
同 搬入土量		
<p>上記のとおりであることを証明します。</p> <p>松山市長 野志 克仁 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>		
請負業者	住所 東京都渋谷区渋谷 2-17-5 氏名 首都圏建設株式会社 代表取締役 首都圏太郎 (印) 電話番号 000-000-0000	
土砂集積業者	住所 神奈川県横須賀市吉井 2 丁目 7 番 1 号 氏名 株式会社マルモリ 代表取締役 長森豊 (印) 電話番号 046-841-4067	
海上運搬業者	住所 徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓 36-10 氏名 住若海運株式会社 代表取締役 坂崎誠一 (印) 電話番号 088-699-6622	

注 1 「住所氏名」は、法人にあっては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載のこと。

2 建設残土運搬課程において、上記以外の業者が関係する場合（例えば、陸上運搬業者、掘削業者等）にあっては、その業者についても記載のこと。

3 土量増や工期延伸などが生じた時に提出が必要な書式、図書類

(1) 全ての受入地で提出が必要な書式、図書類



- ①土砂搬入申込書（様式1）（必須）
変更後の工期、土量を記入してください。
- ②土砂搬入計画表（様式2）（必須）
変更後の搬入予定を記入してください。
- ③分割発券申請予定表（様式3）
土量増分の土砂搬入管理券を一括購入する場合は不要です。
- ④発券申請書（様式4）
（土量増の場合、必須）

※土量増の場合、追加土量や施工場所等により「地質分析（濃度）結果証明書（様式5）」が必要となります。
詳細はUCR担当者にご相談ください。

添付する図書類

土砂搬入申込書には、

- ㊦工事位置図（前回までの申込み場所以外からの搬出がある場合）
- ㊧受入地までの運搬経路図（前回までの申込み場所以外からの搬出がある場合）

地質分析（濃度）結果証明書には、

- ㊨試料採取位置図
- ㊩試料採取状況写真

新たに土砂を現場外に仮置きし、そこから受入地に搬入する場合には、

- ㊪仮置場使用確認書（案内図、平面図、写真を添付）（様式13）

を添付してください。

※ 各様式については当社ホームページの首都圏事業「提出書類ダウンロード」から必要な様式をダウンロードしてください。

（目次3頁参照）

(2) 受入地により追加で提出が必要な書式、図書類

- ① 「市川港」「三郷番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」
「厚木市下荻野」「厚木市下古沢」「城南島」

(様式6) 土砂等発生元証明書
(様式8) 工期・発生土量の変更に伴う証明書

④ 土砂等発生元証明書（様式6）（必須）

p.37～38 に記入例

変更後の土量及び工期を記載してください。

（様式6-1）市川港、横浜鈴繁埠頭、
厚木市下荻野、厚木市下古沢、
大磯町大磯港、城南島

（様式6-2）三郷市番匠免

⑤（工期・）発生土量の変更に伴う証明書^{*1}

（様式8）（必須） p.50 に記入例

変更する理由、延伸工期、変更土量等を記入し
てください。不要な項目は消去してください。

添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、

- ㊦（掘削）工事平面図（変更箇所がわかるように記載）
- ㊧（掘削）工事断面図（変更箇所がわかるように記載）
- ㊨ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）^{*1}

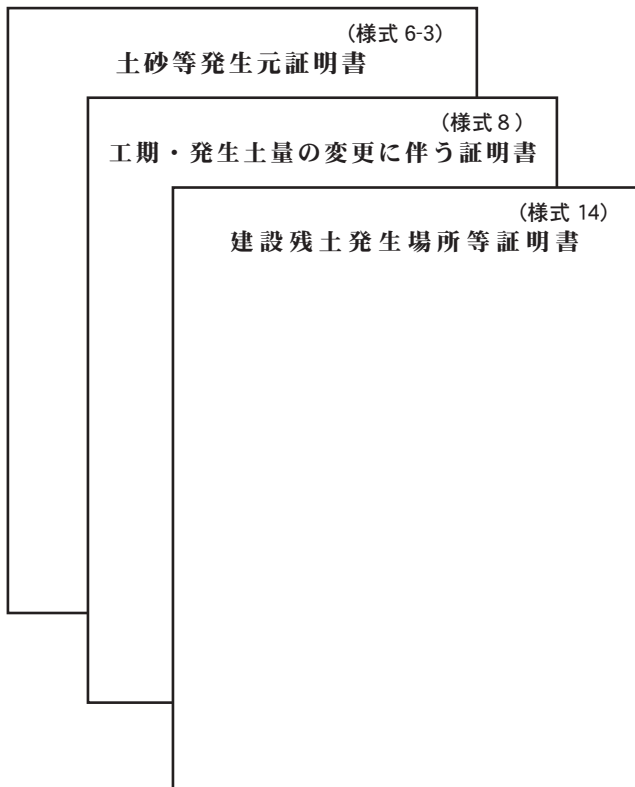
を添付してください。

土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、「検査試料採取調書（様式7）」の提出が必要となります。

詳細はUCR担当者にご相談ください。

※1 厚木市下荻野、厚木市下古沢については、㊨土量計算書は提出不要です。

② 「横須賀市久里浜港」



- ④ 土砂等発生元証明書（様式 6-3）（必須）
p.39 に記入例
変更後の土量及び工期を記載してください。
- ⑤ 工期・発生土量の変更に伴う証明書
（様式 8）（必須） p.50 に記入例
変更する理由、延伸工期、変更土量等を
記載してください。
不要な項目は消去してください。
- ⑥ 建設残土発生場所等証明書（様式 14）
（必須） p.45 に記入例
工期延伸の場合は不要です。

添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、

- ㊦（掘削）工事平面図（変更箇所がわかるように赤字等で記載）
- ㊧（掘削）工事断面図（変更箇所がわかるように赤字等で記載）
- ㊨ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）

を添付してください。

土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、「検査試料採取調書（様式 7）」の提出が必要となります。

詳細は U C R 担当者にご相談ください。

③その他の受入地

土量増などで新たな試料採取が必要となった場合に次の書類が必要となります。詳細はUCR担当者にご相談ください。

㊦ 「江戸川各ヤード」「花園 IC 拠点地区」「久喜市菖蒲町台」「加須市礼羽」「環境整備センター」「草加松原団地」「加須市向古河」「草加柿ノ木地区」「松伏町田島地区」「新座市大和田」「五霞町大福田」

- ・ダイオキシン類試験結果証明書
- ・土質試験結果一覧表(データ表を添付する。)

㊧ 「青梅地区」「八王子各地区」「相模湖鶴島土地改良区」

- ・ダイオキシン類試験結果証明書
※検定方法は、環境省による「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年3月）」によります。
- ・運搬車両一覧表（様式 12-1）（p.43 に記入例）

㊨ 「秋ヶ瀬ヤード」

- ・ダイオキシン類試験結果証明書
- ・土質試験結果一覧表(データ表を添付する。)
- ・運搬車両一覧表（様式 12-2）（p.44 に記入例）

㊩ 「草加松原団地」

- ・必要な書類についてはUCR担当者にご相談ください。

工期延伸や土量増の時に提出が必要な受入地
「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」
「大磯町大磯港」「横須賀市久里浜港」「城南島」

土量増の 場合の記入例

(様式 8)

工期延伸の場合の記入について；
表題を「工期の変更に伴う証明書」とし、変更
(延伸)となる理由を記載してください。

2000年00月00日

発生土量の変更に伴う証明書

工 事 名： 水 2 3 号 広域町水道送水管敷設工事

路線・河川・区域名：

工 事 場 所： 〇〇県〇〇郡広域町大字利用

上記の工事について、**工事延長の増等** の理由から、発生土量を〇〇〇 m³ から△△△ m³に変更したことに相違ありません。

発注機関 (所属・役職)

所 属 広域町水道建設事務所

担当者名 上水 道男



発生元事業者

事業者名 首都圏建設株式会社

代表者名 代表取締役 首都圏 太郎



4 完了時に提出が必要な書式、図書類（全受入地共通）

（1）申込土量より搬入土量が少ない場合に提出が必要な書式、図書類

(様式 9)
土砂搬入完了精算書

④ 土砂搬入完了精算書（様式 9）

p.52 に記入例

※ 「土砂搬入完了精算書」は「土砂搬入完了届」を兼ねます。

※ UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合は、別途、「土砂搬入完了確認依頼書」を提出してください。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了精算書の提出と同時に、

㊦（未使用の）土砂搬入管理券

㊦（UCRから貸与した）受入地通行証を提出（返還）してください。

（2）申込土量全量の搬入が完了した場合に提出が必要な書式、図書類

(様式 10)
土砂搬入完了届

④ 土砂搬入完了届（様式 10） p.53 に記入例

※ 土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は不要です。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了届の提出と同時に、

㊦（UCRから貸与した）受入地通行証

を提出（返還）してください。

（3）UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出する書式、図書類

(様式 11)
土砂搬入完了確認依頼書

④ 土砂搬入完了確認書（様式 11） p.54 に記入例

※ UCRからの「土砂搬入完了確認書」（p.55に見本）は概ね3～5日程度で郵送します。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了確認書の提出と同時に、

㊦（UCRから貸与した）受入地通行証を提出（返還）してください。

申込土量より搬入土量が少ない場合は、必ず提出してください。

- ・未使用券がある場合
- ・設計変更により搬入土量が減となった場合

記入例

(様式 9)

2000年00月00日

土砂搬入完了精算書

[承諾番号 都-123456]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所 **東京都渋谷区渋谷2-17-5**

法人名 **首都圏建設株式会社**

代表者職氏名 **代表取締役 首都圏 太郎** (印)

使用枚数 + 返却券枚数 = 発券枚数となります。

この表の「土砂搬入完了」の搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先 (受入地名)	青梅地区 (ケ)				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事				
搬入申込土量	2,000.00 m ³				
搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	10t車券	339 枚	5.55 m ³	1,881.45 m ³	1,881.45 m ³
	t車券		m ³	m ³	
	t車券		m ³	m ³	

上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。

未使用返却券枚数 及び 返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計
	10t車券	22 枚	5.55 m ³	122.10 m ³	122.10 m ³
	t車券		m ³	m ³	
t車券	m ³		m ³		

受入単価 (昼) / 夜 (地山 1 m³当たり) **2,480** 円

還付金額 (税込) **327,032** 円

還付先	金融機関・支店名	口座名義人 (フリガナ)	科目	口座番号					
	〇〇 銀行 〇〇 支店	(シトクワカガシガイヤ) 首都圏建設株式会社	当座・普通 (印)	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考欄

工事請負者担当者 (氏名) **建設 次郎** (携帯) **000-0000-0000**
(電話) **000-000-0000** (FAX) **000-000-0000**

返却券土量の合計 × 受入単価 = A (1円未満切捨て)
A × 1.08 (消費税) = 還付金額 (1円未満切捨て)

上記のとおり相違ないことを申し添えます

発注機関 (所属) **広域町水道建設事務所**
監督員 (氏名) **上水 道男** (印)
(電話) **000-000-0000** (FAX) **000-000-0000**

注意 1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。

記入例

(様式 10)

年 月 日

土砂搬入完了届

[承諾番号 都-123456]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所 **東京都渋谷区渋谷2-17-5**
法人名 **首都圏建設株式会社**
代表者職氏名 **代表取締役 首都圏 太郎**
現場代理人 氏名 **建設 次郎** (印)

次のとおり搬入申込土量全量の搬入が完了したので届け出ます。

搬入先 (受入地名)	青梅地区 (ケ)
発 注 機 関	広域町水道建設事務所
工 事 名	水 2 3 号 広域町水道送水管敷設工事
搬 入 申 込 土 量	2, 0 0 0. 0 0 m³
搬 入 完 了 土 量	上記搬入申込土量のとおり
備 考 欄	
工事請負者担当者 (氏名)	建設 次郎 (携帯) 000-0000-0000 (電話) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000

注意

1) 土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。

※ 土砂搬入完了精算書や土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は当書類(土砂搬入完了届)の提出は不要です。

UCRからの「土砂搬入完了確認書」が必要な場合に提出してください。

記入例

(様式 11)

年 月 日

土砂搬入完了確認依頼書

[承諾番号 都-123456]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所 **東京都渋谷区渋谷2-17-5**

法人名 **首都圏建設株式会社**

代表者職氏名 **代表取締役 首都圏 太郎** (印)

次のとおり建設発生土の搬入を完了したので確認書の発行を依頼します。

搬入先(受入地名)	青梅地区(ケ)				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事				
工事場所	広域町大字利用				
搬入申込土量	2,000.00 m³				
搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	10 t車券	339枚	5.55 m³	1,881.45 m³	1,881.45 m³
	t車券	枚	m ³	m ³	
t車券	枚	m ³	m ³		
土砂搬入開始日	2000年 7月 4日				
土砂搬入完了日	2000年 11月 8日				
工事請負者担当者(氏名)	建設 次郎		(電話)	000-000-0000 (FAX) 000-000-0000	
完了確認書送付先(宛名)	首都圏建設(株)〇〇作業所				
	(郵便番号)	123-0045	(住所)	〇〇県〇〇市〇〇123	

注意

- 1) 土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。
- 2) 土砂搬入完了確認書の発行を希望する場合は必ず当書類を提出してください。

見 本

(その他)

2000年00月00日

土砂搬入完了確認書

首都圏建設株式会社 御中

株式会社 建設資源広域利用センター

次の工事のUCR受入地への土砂の搬入は、下記のとおり完了したことを確認します。

1. UCR承諾番号 **都-123456号**
2. 発注機関 **広域町水道建設事務所**
3. 工事名 **水23号 広域町水道送水管敷設工事**
4. 工事場所 **広域町大字利用**

記

搬入受入地 **青梅地区(ケ)**
搬入土量 申込土量 **2,000.00** m³
完了土量(券換算) **1,881.45** m³

土砂搬入期間 自 **2000年7月4日** 至 **2000年11月8日**





受入地名

- ① 江戸川流山ヤード
- ② 市川港
- ③ 花園IC拠点地区
- ④ 久喜市菖蒲町台
- ⑤ 加須市礼羽
- ⑥ 環境整備センター
- ⑦ 草加松原団地
- ⑧ 江戸川右岸金杉ヤード
- ⑨ 江戸川鍋小路ヤード
- ⑩ 加須市向古河
- ⑪ 草加柿木地区
- ⑫ 新座市大和田
- ⑬ 秋ヶ瀬ヤード
- ⑭ 三郷市番匠免
- ⑮ 横浜鈴繁埠頭
- ⑯ 中井町雑色
- ⑰ 大磯町大磯港
- ⑱ 横須賀市久里浜港
- ⑲ 厚木市下荻野
- ⑳ 厚木市下古沢
- ㉑ 江戸川篠崎ヤード
- ㉒ 青梅地区（工）
- ㉓ 青梅地区（才）
- ㉔ 青梅地区（力）
- ㉕ 青梅地区（キ）
- ㉖ 青梅地区（ク）
- ㉗ 青梅地区（ケ）
- ㉘ 青梅地区（コ）
- ㉙ 八王子地区（2）
- ㉚ 八王子地区（5）
- ㉛ 城南島
- ㉜ 江戸川山王ヤード
- ㉝ 五霞町大福田
- ㉞ 相模湖鶴島土地改良区
- ㉟ 小山町新柴

2019年度 U C R 建設発生土受入地一覧表

都・県	番号 ／ 新規	継続 ／ 新規	受入地			事業担当機関	事業内容	受入 予定時期 (月)	受入 土量 (万m ³)	受入単価 (予定) 円/地山m ³ 消費税含まず	
			名称 (UCR呼称)	所在地	緯度・経度						
千葉	1	継続	ながれやま 江戸川流山ヤード	流山市深井新田地先	35.907920, 139.881819	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4~3	10.0	450	
	2	継続	市川港	市川市千島町14-4	35.674111, 139.930439	(株) サンドテクノ	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4~3	10.0	昼間 3,450 夜間 3,600	
埼玉	3	継続	はなその きよてんちく 花園IC拠点地区	深谷市黒田地内	36.133259, 139.248217	深谷市 産業拠点整備室	宅地造成	10~3	22.0	450	
	4	継続	くまし しゅうぶまがせい 久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台地内	36.066925, 139.632908	久喜市 建設部公園緑地課	公園等整備	7~3	5.0	450	
	5	新規	かぞし らいは 加須市礼羽	加須市礼羽地内	36.118451, 139.593912	加須市	公共施設	4~3	3.6	450	
	6	継続	かんきようせいび 環境整備センター	大里郡寄居町三ヶ山地内	36.093836, 139.219102	埼玉県 環境部 環境整備センター	埋立地の覆土	4~3	4.0	450	
	7	継続	そうかまつばらだんち 草加松原団地	草加市松原四丁目	35.843830, 139.790549	(独)都市再生機構	宅地造成	12~3	0.9	450	
	8	継続	かなさぎ 江戸川右岸金杉ヤード	北葛飾郡松伏町金杉地先	35.938375, 139.848051	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	11~3	5.0	450	
	9	継続	なべこじ 江戸川鍋小路ヤード	吉川市鍋小路地先	35.913615, 139.868275	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4~3	10.0	450	
	10	新規	かぞし むかいが 加須市向古河	加須市向古河地先	36.189936, 139.691513	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11~3	10.0	450	
	11	継続	そうかかきのきく 草加柿木地区	草加市柿木町地内	35.869291, 139.827576	埼玉県 地域整備事務所	宅地造成	8~3	22.0	450	
	12	新規	にいざし おおわだ 新座市大和田	新座市大和田3丁目地内	35.812300, 139.547600	新座市大和田二・三丁目 地区土地区画整理事務所	宅地造成	12~3	3.5	450	
	13	継続	あきがせ 秋ヶ瀬ヤード	さいたま市桜区下大久保地先	35.847789, 139.601932	国土交通省 荒川上流河川事務所	一般堤防	4~3	10.0	450	
	14	継続	ぼんしょうめん 三郷市番匠免	三郷市番匠免1173-1	35.837112, 139.872057	新里開発(株)	採石場復旧 (中継基地)	4~3	30.0	昼間 3,450 夜間 3,750	
	神奈川	15	継続	すずしげ 横浜鈴繁埠頭	横浜市神奈川区鈴繁町4	35.474331, 139.646840	中央産業(株)	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4~3	30.0	3,800
		16	継続	そうしき 中井町雑色	足柄上郡中井町雑色字芝原畑646	35.331015, 139.204175	足柄探石(株)	林地造成	4~3	2.0	2,350
17		継続	大磯町大磯港	中郡大磯町大磯1398-3	35.305944, 139.316643	湘南総合企画(株)	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4~3	10.0	3,440	
18		継続	くろひま 横須賀市久里浜港	横須賀市久里浜8-2567-62	35.221646, 139.719384	(株)マルモリ	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4~3	10.0	3,310 (円/ぼくしm ²)	
19		継続	あつぎししもおぎの 厚木市下狹野	厚木市下狹野宮之浦1920	35.473708, 139.324770	(株)大入物産	ゴルフ場造成	4~3	—	3,000	
20		新規	あつぎししもふるさわ 厚木市下古沢	厚木市下古沢開戸785-1外	35.458578, 139.315505	(株)川畑組	公園等整備	4~3	3.0	3,100	
東京	21	新規	しのぎき 江戸川篠崎ヤード	江戸川区東篠崎町	35.701987, 139.919797	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4~3	2.0	450	
	22	継続	青梅地区(エ)	青梅市成木8-452-1	35.818301, 139.235581	東京活用土協同組合	採石場復旧	4~3	23.0	2,480	
	23	継続	青梅地区(オ)	青梅市成木5-1390	35.825473, 139.244317			4~3	3.0		
	24	継続	青梅地区(カ)	青梅市成木6-1-1	35.831798, 139.233876			4~3	6.0		
	25	継続	青梅地区(キ)	西多摩郡日の出町大久野2650	35.748834, 139.227228			4~3	30.0		
	26	継続	青梅地区(ク)	青梅市成木8-465-1	35.820386, 139.231606			4~3	12.0		
	27	継続	青梅地区(ケ)	青梅市成木8-868	35.824648, 139.223092			4~3	15.0		
	28	継続	青梅地区(コ)	青梅市成木6-536	35.836654, 139.219126			4~3	12.0		
	29	継続	八王子地区(2)	八王子市美山町388	35.696649, 139.239291			4~3	25.0		
	30	新規	八王子地区(5)	八王子市小津町1	35.677432, 139.250778			4~3	17.0		
	31	継続	じょうなんじま 城南島	大田区城南島3-14	35.578299, 139.777042			(株)大倉	採石場復旧 (中継基地)		4~3
茨城	32	新規	えどがわ さんのう 江戸川山王ヤード	五霞町山王地先	36.104094, 139.774588	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4~3	10.0	450	
	33	新規	ごかまち おおなくだ 五霞町大福田	五霞町大福田地先	36.126338, 139.750969	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11~3	10.0	450	
山梨	34	継続	つるしほ 相模湖鶴島土地改良区	上野原市鶴島廻り戸397-4	35.610248, 139.127932	鶴島土地改良区	農地造成	4~3	20.0	2,500	
静岡	35	継続	おやまち 新築 小山町新築	小山町新築504-1	35.316041, 138.986120	(株)東名小山カントリ—倶 楽部	ゴルフ場 災害対策	4~3	10.0	3,000	

各受入地の条件等は変更する場合があります。UCRのホームページで確認するとともにUCR担当者に事前相談をするようにお願いします。

番号	土質条件						試験項目				その他項目				特記事項	
	受入可能土質					最大粒径 (mm)	地質分析		ダイオキシン	土質試験	発生源証明書	試料採取調査	土質立会実施	夜間搬入可	受入地毎の注意事項	注意事項等の内容
	1種	2種	3種	4種	改良土		溶出	含有								
1	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	(注1)	「改良土」について ○:セメント系改良土、石灰系改良土ともに受入可。 △:改良土の種類、時期、土量、土質性状により、受入が可能な場合がある。
2	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	・夜間30台/日以上であれば受入可能。 ・休日の受入については相談可。(注2・3・5)	
3	○	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×		△:石灰系改良土のみ受入可。 要相談:改良土の種類、時期、土量、土質性状により、受入が可能な場合がある。
4	○	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×		
5	○	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×		「地質分析」について 溶出試験 ◎:28項目実施 ○:27項目実施(「1,4-ジオキサン」不要) 含有量試験 ・各受入地に必要な、含有試験2項目(砒素、銅)、9項目または11項目(2+9)を実施すること。
6	○	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	×	×		
7	○	○	○	×	×	100	◎ +油分	○ 9項目	○	○	×	×	△	×	・土質試験の頻度は土質区分ごとかつ3,000m ² ごととする。	
8	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	(注1)	「土質立会実施」について ○:全件について実施。 △:土量等の条件により実施。 各試験結果及び土質等を現場で確認する。
9	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	(注1)	
10	×	○	○	×	△	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	(注1)	・建設発生土利用基準において、河川築堤(一般堤防)への用途に適した土質であること。
11	○	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×		・一土質区分が5,000m ² 未満の場合は、事前に相談を要する。
12	○	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×		・石灰系改良土が受入可能な場合、添加量は30kg/m ² 以下とするが、場合により受け入れられないこともあるので事前に相談を要する。
13	要相談	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	△	×	・3種土の細粒分については、受入基準に合致する粒度分布が満たされること。(注4)	・放射性物質汚染対策特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されている自治体から搬出する場合は、空間放射線量の測定を行うこと。
14	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	(注2・5)	
15	○	○	○	×	×	100	◎ + 水素イオン	○ 2項目	×	×	○	○	×	×	(注2・3・5)	(注2) ・地質分析試験の有効期限は試料採取日から6ヶ月間とする。
16	○	○	○	×	要相談	300	○	×	×	×	×	×	×	×	・受入地搬入時にPHが3.5~8.0の範囲内であること。(簡易検査を実施)(注6)	
17	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	×	(注2・5)	・地質分析試験項目の各基準値の8割までを受入可とする。
18	○	○	○	×	要相談	100	◎	×	×	×	○	○	×	×	・試料採取は専門の機関(計量証明事業者(濃度))に依頼すること。(注2・5)	(注4) ・1,000m ² 未満の場合は要相談。 ・1種土については、事前に相談を要する。
19	○	○	○	×	要相談	要相談	○	○ 2項目	×	×	○	○	○	×	(注10)	・2種砂質土については、受入基準に合致する粒度分布が満たされていること。 ・2種礫質土については、粒度分布は要相談。
20	○	○	○	×	要相談	300	◎	○ 11項目	×	×	○	○	△	×		・3種土の細粒分については、受入基準に合致する粒度分布が満たされること。
21	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	(注1・8)	(注5) ・試料採取位置等について、受入自治体の事前協議が必要となる。
22																・発生土砂の対象区域が確認できる図面(平面図、断面図に着色等)他の資料が必要となる。
23																・仮置土や浚渫土等は受入不可となる場合がある。
24																(注6) ・発元の土地が河川、特定事業場等の場合は相談を要する。
25																(注7) ・1,000m ² 以上の工事のみ受入が可能。
26	○	○	○	×	△ 要相談	300	○	○ 9項目	△	×	×	×	×	×	・改良土は、原則として土質立会(現場立会)を実施する。またpH試験が別途必要になる。 ・八王子地区(2)、(5)へ搬入する場合、搬入車両については、八王子砕石協会に登録されているものに限る。(注8・9)	・河川土工マニュアル(平成21年4月(財)国土技術研究センター)に記載する「築堤材料に望ましい土(66頁)」等による条件あり。(※参照)
27																
28																(注8) ・受入地毎に1日当たりの台数制限あり。
29																(注9) ・河川、湖沼等から発生する水底土砂の場合のみ、ダイオキシン試験を実施する。
30																(注10) ・受入れの可否は案件ごとに判断する。
31	○	○	○	×	×	100	◎ + 水素イオン	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	・夜間、休日は60台/日以上であれば受入相談可。(注2・3・5)	※参照※ ・「河川土工マニュアル」の他、「建設発生土利用マニュアル第3版(独)土木研究所」の63頁を参照。
32	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	(注1)	
33	×	○	○	×	×	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	△	×		
34	○	○	○	×	△	300	◎	○ 9項目	△	×	×	×	×	×	(注8・9)	
35	○	○	○	×	要相談	300	○	○ 2項目	×	×	○	○	○	×		

【試験項目】

◎地質分析（土壌分析）試験について

- ・ 試料の採取は、専門の機関に依頼してください。
- ・ 地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
- ・ 土量によらず必ず実施してください。試験項目、試料採取方法等は受入地ごとに異なります。（当社に事前確認を）
- ・ 試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一土質区分で5.000m³毎に1回実施する。（異なる受入地有り）
- ・ 試料は、1検体について5箇所から採取し、5地点混合方式で試験を実施します。（採取深度、平面位置は事前相談を）
- ・ 計量方法は、「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正 平成28年3月29日環境省告示第30号）、及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）によります。

地質分析試験項目						
計量の対象		単位	基準値	計量方法		
溶出試験項目	カドミウム	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 55		
	全シアン	mg/L	不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)		
	有機燐	mg/L	不検出	昭和49.9環告第64号付表1、 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの		
	鉛	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 54		
	六価クロム	mg/L	0.05以下	日本工業規格 K0102 65.2		
	砒素	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 61		
	総水銀	mg/L	0.0005以下	昭和46.12環告第59号付表1		
	アルキル水銀	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表2、昭和49.9環告第64号付表3		
	PCB	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表3		
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2		
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5		
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	平成9.3環告第10号付表		
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2		
	1,1-ジクロロエタン	mg/L	0.1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2		
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2		
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5		
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5		
	トリクロロエタン	mg/L	0.03以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5		
	テトラクロロエタン	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5		
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1		
	チウラム	mg/L	0.006以下	昭和46.12環告第59号付表4		
	シマジン	mg/L	0.003以下	昭和46.12環告第59号付表5第1、第2		
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	昭和46.12環告第59号付表5第1、第2		
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2		
	セレン	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4		
	ふっ素	mg/L	0.8以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、 昭和46.12環告第59号付表6		
	ほう素	mg/L	1以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4		
	1,4-ジメチル	mg/L	0.05以下	昭和46.12環告第59号付表7		
その他試験	水素イオン	-	5.8以上8.6以下	日本工業規格 K0102、12.1		
	油分	mg/L	15以下	昭和51年2月27日環境庁告示第3号		
	備考		受入地が「中井町雑色」、「青梅地区（エ）～（コ）」「八王子地区（2）（5）」、「相模湖鶴島土地改良区」の場合→1,4-ジメチルを除いた27項目を実施する。 上記以外の受入地は28項目実施する。 水素イオンは、受入地が「城南島」、「横浜鈴繫埠頭」の場合実施する。 油分は、受入地が「草加松原団地」の場合実施する。			
含有試験項目	2項目	銅（農用地）	mg/kg	125未満	昭和47.10総令66号	
		砒素（農用地）	mg/kg	15未満	昭和50.4総令31号	
	9項目		水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	昭和46.12環告第59号付表1
			カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 55
			鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 54
			砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 61
			六価クロム化合物	mg/kg	250以下	日本工業規格 K0102 65.2
			ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、 昭和46.12環告第59号付表6
			ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
11項目		セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
		シアン化合物	mg/kg	50以下	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)	
	備考		2項目、9項目、11項目の実施区分は資料2-2を参照。			

◎ダイオキシン類の含有濃度試験について

- ・ 試験は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼する。
- ・ 試験結果は、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書(分析結果)と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- ・ 試験頻度は、土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m³毎に1回実施する。
- ・ 試料は、原則として、各層の深さ5cmの土壌について、5地点混合方式で採取する。
但し、水底の底質は底質表面から深さ10cmの土壌について、5地点混合方式で採取する。
- ・ 基準値については、土壌 1,000 pg-TEQ/g 以下、水底の底質 150 pg-TEQ/g 以下とする。
- ・ 判断基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号・最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号）による。
- ・ 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）による。

◎土質試験について

- ・ 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	試験頻度	
土の密度試験	JIS A 1202	受入地が 「花園IC拠点地区」、「草加松原団地」、 「利根川上流河川事務所の受入地」、 「江戸川河川事務所の受入地」 の場合 ↓ 土質区分毎に1回実施 ※土のpH試験★については 「利根川上流河川事務所の受入地」 の場合は不要 「江戸川河川事務所の受入地」 の場合は不要(改良土の場合は必要。 pH値については事前に相談を要する。)	受入地が 「久喜市菖蒲町台」、 「加須市礼羽」、 「草加柿木地区」、 「秋ヶ瀬ヤード」、 「環境整備センター」 の場合 ↓ 土質区分毎かつ同一土質区分で 5,000m ³ 毎に1回実施
土の含水比試験	JIS A 1203		
土の粒度試験	JIS A 1204		
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228		
土のpH試験★	JGS 0211		
土の工学的分類法	JGS 0051		
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		
土の湿潤密度試験	JIS A 1225		
土の透水試験	JIS A 1218	受入地が 「草加松原団地」、「利根川上流河川事務所の受入地」の場合 → 土質区分毎に1回実施	

★：土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度 5.8以上8.6以下を満足すること。

[注意事項]

- ※ 受入日は、日曜日・国民の祝日(振替日を含む)、夏季休暇(旧盆等)、年末年始を除く平日とし、土曜日については別途受入地ごとに定める。
- なお、受入時間は 8:30~16:30 が標準である。

- ※ 申請手続きに必要な標準処理日数

UCR内審査	UCR外審査	
1週間 (全受入地)	2週間	(独)都市再生機構審査 草加松原団地
		千葉県等土砂条例手続き 市川港(中継基地)、大磯町大磯港(中継基地) 横浜鈴奈埠頭(中継基地)、城南島(中継基地)
	1週間	栃木県土砂条例等手続き 三郷市番匠免(中継基地)
		山梨県「土砂運搬適正化指導要領」他手続き 相模湖鶴島土地改良区
		和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き 横須賀市久里浜港(中継基地)

- ※ これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によっては多くの期間がかかることもあります。
- ※ 千葉県内の受入地に1工事当り5,000m³を超える土砂を搬入する場合、千葉県「土砂運搬適正化対策要綱」に基づく協議が必要となります。
- ※ 試験に要する概ねの日数
 - ・地質分析試験・・・約2週間
 - ・ダイオキシン・・・約4週間
 - ・土質試験・・・約2週間
 なお、試験データ等必要な添付資料が無いものは受付できません。

2019年度 UCR 受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表

受入地名		試験項目					
加須市向古河、五霞町大福田		江戸川各ヤード、花園IC拠点地区、久喜市菖蒲町台、加須市礼羽、環境整備センター、草加松原団地、草加柿ノ木地区、松伏町田島地区、新座市大和田、秋ヶ瀬ヤード					
特定有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号)	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号)
全シアン	不検出	全シアン	不検出				
有機リン	不検出	有機リン	不検出				
鉛	0.01mg/l以下	鉛	0.01mg/l以下				
六価クロム	0.05mg/l以下	六価クロム	0.05mg/l以下				
砒素	0.01mg/l以下	砒素	0.01mg/l以下				
総水銀	0.0005mg/l以下	総水銀	0.0005mg/l以下				
アルキル水銀	不検出	アルキル水銀	不検出				
PCB	不検出	PCB	不検出				
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
四塩化炭素	0.002mg/l以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下				
クロロエチレン	0.002mg/l以下	クロロエチレン	0.002mg/l以下				
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下				
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下				
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下				
チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下				
シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下				
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下				
セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下				
ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下				
ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下				
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
含有試験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成20年5月9日環境省告示第49号)「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成20年5月9日環境省告示第49号)	
	カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下		カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下		
鉛及びその化合物	150mg/kg以下	鉛及びその化合物		150mg/kg以下			
砒素及びその化合物	150mg/kg以下	砒素及びその化合物		150mg/kg以下			
六価クロム化合物	250mg/kg以下	六価クロム化合物		250mg/kg以下			
ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下	ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下			
ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下	ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下			
セレン及びその化合物	150mg/kg以下	セレン及びその化合物		150mg/kg以下			
遊離シアン	50mg/kg以下	遊離シアン		50mg/kg以下			
銅(農用地)	125mg/kg未満						
砒素(農用地)	15mg/kg未満						
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)	ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)		
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			必要(詳細はUCRホームページ参照)			
試験頻度	1回/5,000m ³			1回/5,000m ³			

【改良土】

- 石灰系改良土を受け入れることが可能な受入地は江戸川ヤード、久喜市菖蒲町台、青梅地区、八王子地区、相模湖鶴島土地改良区。
- 要相談は中井町雑色、横須賀市久里浜港、厚木市下荻野、厚木市下古沢。

受入地名	小山町新柴		青梅地区(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ) 八王子地区(2)、(5) 相模湖鶴島土地改良区				
	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	
特定有害物質試験	溶出試験	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号)	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下			
	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下			
	ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下			
	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下			
	含有試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成20年5月9日環境省告示第49号)
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下	
					鉛及びその化合物	150mg/kg以下	
					砒素及びその化合物	150mg/kg以下	
			六価クロム化合物		250mg/kg以下		
			ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下		
			ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下		
			セレン及びその化合物		150mg/kg以下		
			遊離シアン		50mg/kg以下		
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			不要(但し、改良土はpH試験が必要)			
試験頻度	1回/5,000m ³			1回/5,000m ³			

受入地名 称	中井町雑色			横須賀市久里浜港			市川港 ※ 三郷市番匠免 大磯町大磯港			
	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 試 験	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号)	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下	
		ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下	
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下	
								1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
							銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	
							砒素(農用地)	15mg/kg未満		
土 質 試 験	不 要			不 要			不 要			
試 験 頻 度	1回/5,000m ³			1回/4,000m ³			1回/5,000m ³			

【注意】

※ 市川港は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

受入地名	城南島 ※ 横浜鈴繁埠頭 ※			厚木市下荻野			厚木市下古沢			
	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	
特定有害物質試験	溶出試験	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号)	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号)	カドミウム	0.01mg/l以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下				
	ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下				
	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下				
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下								
	含有試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成20年5月9日環境省告示第49号)「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下	
								鉛及びその化合物	150mg/kg以下	
								砒素及びその化合物	150mg/kg以下	
						六価クロム化合物		250mg/kg以下		
						ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下		
						ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下		
						セレン及びその化合物		150mg/kg以下		
				遊離シアン	50mg/kg以下					
				銅(農用地)	125mg/kg未満					
				砒素(農用地)	15mg/kg未満					
土質試験	不要			不要			不要			
試験頻度	1回/5,000m ³			1回/5,000m ³			1回/5,000m ³			

【注意】

※ 城南島、鈴繁埠頭は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

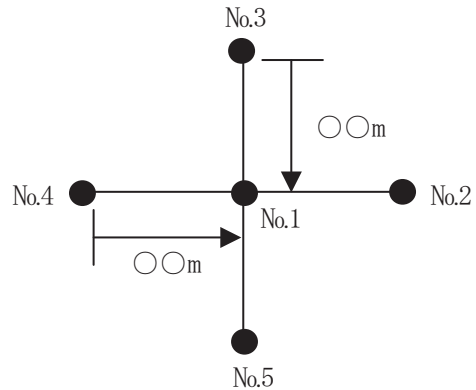
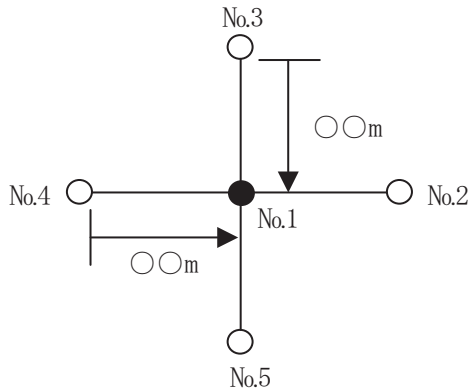
※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。
 事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。
 ※「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」「横須賀市久里浜港」へ搬出する場合の試料採取方法等は次頁以降を参照してください。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

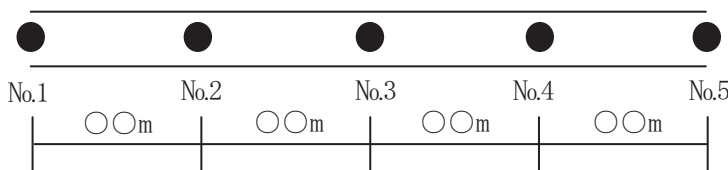
(5 地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点（No.1～No.5）を決定する。

(受入地の所在する都縣市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合があります。試料採取前に担当者にご相談願います。)



(道路工事等で延長が長い現場)



(凡例) 試料採取位置
 ● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用
 ○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目用

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所て試料を採取する。
 深さは各地層の概ね50cm程度。(ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ5cm。但し水底の底質は深さ10cm。)ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器**に入れる。
(揮発性物質検定用は、遮光性のガラスビンに隙間がないように詰める。)
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑤ **各試料採取箇所の写真撮影** (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑥ 各試料採取後 **1箇所**に**5箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑦ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	〇〇〇〇〇新築工事	○写真はカラー写真。 ○検査試料採取調書と連動します。 ○工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。 ○深さは地盤高さ (GL) からの下がりとします。 採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。
試料採取場所	No.1 GL-3.5m	
地質分析 (濃度) 試験試料採取状況		
試料採取者		
所属 (株) 〇〇〇〇		
氏名	〇〇〇〇〇	
採取年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
施 工 者	〇〇〇〇建設	立会者 〇〇〇〇

※p.68 p.70 に写真撮影方法を図示

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。
 事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影
 (「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」)
 (5地点混合方式)

(凡例) 試料採取位置
 ● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

※5,000 m³毎に1検体(5試料)採取してください。

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

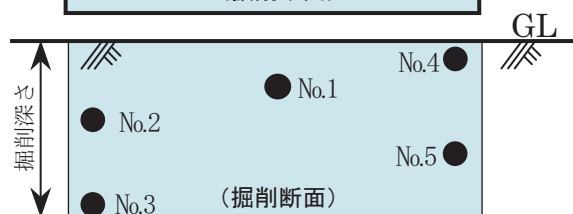


(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。

(例) 掘削深さ 5mの場合

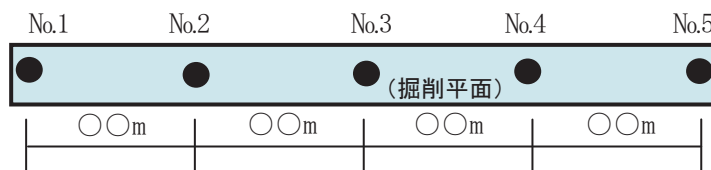
GL-0.5m,-1.5m,-3.0m,-4.0m,-5.0m で採取する。



【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

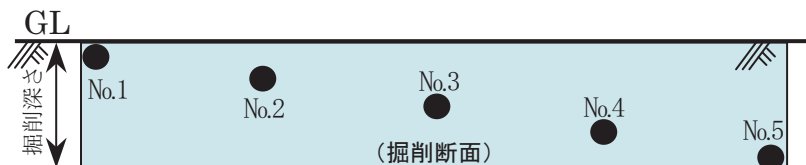
(掘削平面)

○延長方向で5地点採取する。



(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。



※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所て試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、**チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。**
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑥ **各試料採取箇所の写真撮影** (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑦ 各試料採取後、**1箇所に5箇所分の試料(チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶5個)をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑧ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

試料採取状況写真の撮影方法（「横須賀市久里浜港」の撮影方法は p.70）

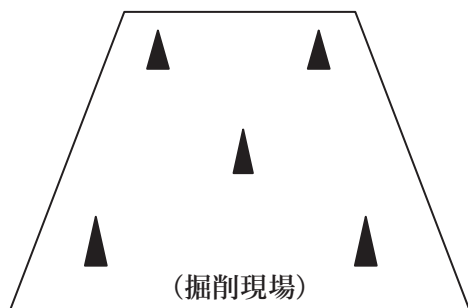
試料採取状況の写真は次の 7 枚以上が必要です。

1 全景写真（1 枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

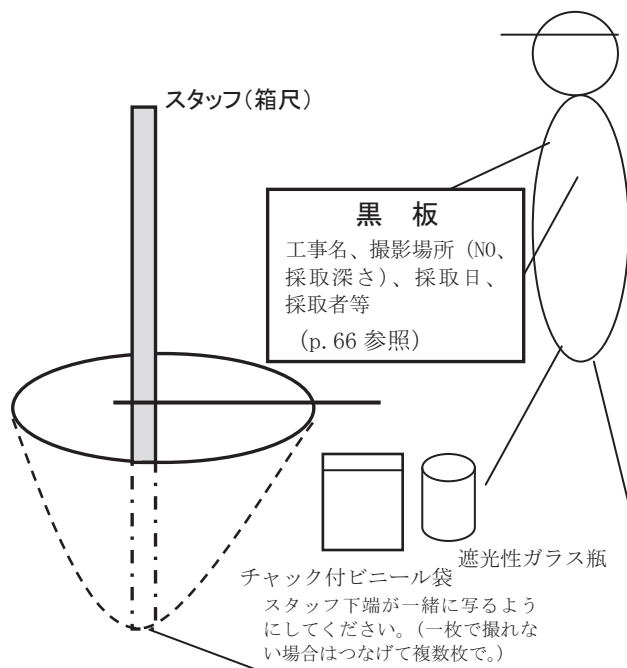


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1 枚以上）



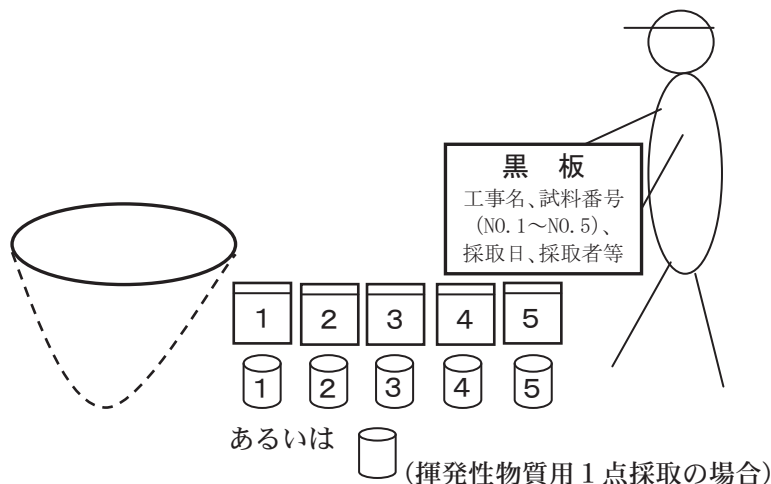
① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。

② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1 枚では写らない場合は 2 枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1 の地点に 5 地点の試料を集合し、撮影。）



① 各地点で採取した試料を 1 か所に集めてください。

② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料 5、遮光性ガラス瓶入り試料 5 あるいは 1）を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。
 事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

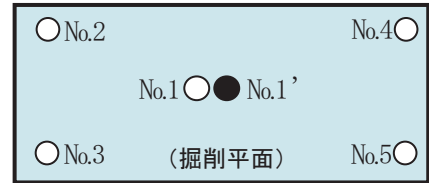
「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影
 試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
 （5地点混合方式）

（凡例）試料採取位置
 ● 揮発性物質地質分析試験項目
 ○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

（掘削平面）

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

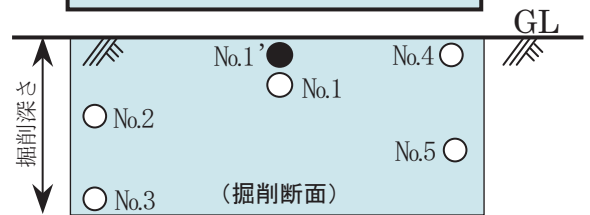


（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
 バランス良く採取する。

（例）掘削深さ 5mの場合

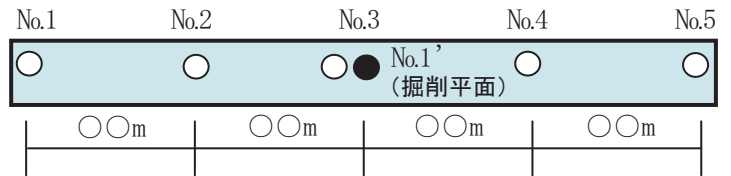
GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。



【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

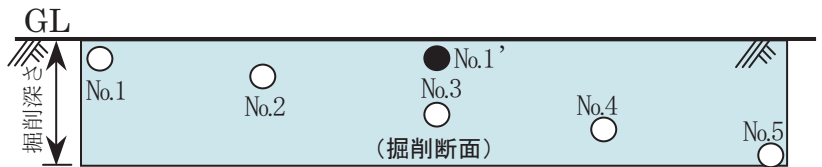
（掘削平面）

○延長方向で5地点採取する。



（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け
 部分までバランス良く採取する。



土壌試験	溶出試験：28項目
試料採取	第1種特定有害物質以外：5地点混合 第1種特定有害物質：1地点採取
必要資料	チャック付ビニール袋：5試料 遮光性ガラス瓶：1試料
試験頻度	4,000 m ³ /1回

第1種特定有害物質に係るものについては、代表的な
 地点1地点において、50 cmまでのできるだけ深い位置
 で採取すること。

土質区分毎、かつ地山 4,000 m³毎に1検体（5地点※・
 試料混合）が必要
 ※第1種特定有害物質は1地点

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所て試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、**チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、**
 隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、p.66 の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑥ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、**1箇所に5箇所分の試料（チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶1個）をま**
とめ、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

「横須賀市久里浜港」における試料採取状況写真の撮影方法

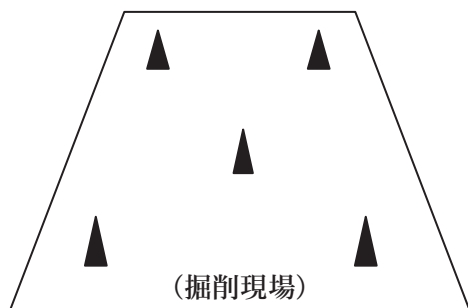
試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

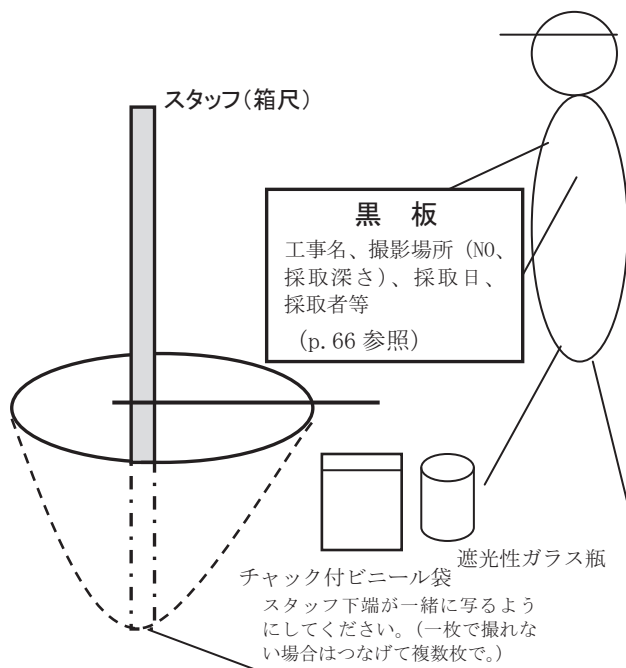


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



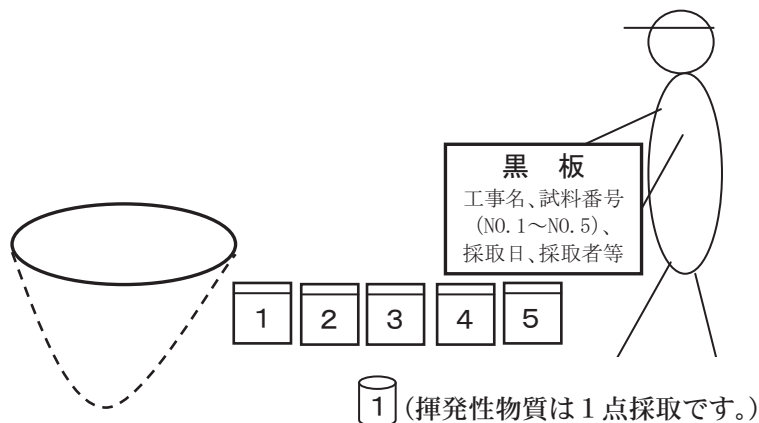
(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チェック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。
 - ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。
 - ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）
 - ④ 黒板を計量証明事業者の担当者が持ち撮影してください。
- ※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



- ① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チェック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）